

令和3年3月9日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年3月9日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井	勉	2番	門	秀俊
3番	天野	里美	4番	兼若	幸一
5番	中野	一郎	6番	松岡	忠
7番	金井	浩三	8番	村井	保夫
9番	小川	保	10番	古川	幸義
11番	隅岡	美子	12番	渡邊美喜子	
13番	尾崎	忠義	14番	志村	忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾	幸雄
副 町 長	秋山	俊次
教 育 長	三木	信行
会計管理者	山下	佐千子
町長公室長	山内	剛
総務課長	神原	宏一
政策観光課長	河田	数明
税務課長	泉	知典
住民環境課長	石井	克典
健康福祉課長	富木田	笑子
高齢者保険課長	多田羅	勝弘
建設課長	三谷	勝則
産業課長	谷口	賢司
消防長	阿河	弘次
教育課長	竹田	光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森	泰憲
書 記	前原	成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前 9 時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、 5 番 中野 一郎 君・13番
尾崎 忠義 君を指名いたします。

日程第 2. 一般質問を行います。

なお、質問者の 1 人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、 9 番 小川 保 君。

議員（小川 保）

お早うございます。 9 番 小川 保です。

本日は 1 つ目、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種について、 2
つ目が合田邸の利活用検討について、以上 2 点について質問いたします。

まず、 1 点目の新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種について。

昨年12月、アメリカの製薬大手ファイザーとドイツの企業ビオンテックが共同開発した新型コロナウイルス感染症対策ワクチンが英国で世界に先駆けて承認され、英国国内において接種が始まっております。このワクチンは95%の有効性があるとされており、日本はもとより世界各国から大きな期待が寄せられております。一方で、ワクチン接種後の副反応への心配もあります。このような中、 2 月17日、全国100か所、約 4 万人の医療従事者へのワクチンの先行接種が始まったと報道され、 3 月中旬には約370万人の医療従事者への接種、 4 月からは65歳以上の約3,700万人への接種、その後、基礎疾患のある約820万人、高齢者施設等の職員約200万人と続き、そして順次その他の方々への接種を行うとのことでありました。これらの報道はしかし、国の二転三転した施策によって、まだまだ確定的ではなかったようです。

ここで確認です。

ワクチン接種の実施体制の方向性についてです。国がワクチンの確保、健康被害の救済措置を行い、接種実施に関わる全ての費用は国が負担することと

する。都道府県においては、ワクチンの流通調整や市町村事務に係る調整作業、そして専門的な相談への対応などを行い、市町村においては住民への接種勧奨や実施体制の確保、一般的な相談への対応などを行うこととされているようであります。方向性はそれでよろしいでしょうか。国、県、町、おのこの実施体制について修正、補足されることがありましたらお願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

お早うございます。

小川議員のワクチン接種の実施体制の方向性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ワクチン接種の実施体制における国、県、町のそれぞれの役割でございますが、まず国はワクチンのみならず、注射針、シリンジ等、接種に係る物品の確保、ワクチン接種により健康被害が生じた場合に接種との因果関係に係る審査認定などの救済措置、ワクチン接種に係る物品の購入や接種体制の整備に係る全ての費用負担に加え、ワクチンの品質や有効性等のデータの収集、分析を行い、科学的知見を国民へ情報提供することや副反応が疑われる事象について迅速に情報を把握し、速やかに必要な安全対策を講じることも国の役割となっております。

次に、県の役割でございますが、地域の卸業者等と連携し、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築すること、接種後の副反応に係る相談といった市町では対応が困難な専門的な相談を受ける体制を確保することに加え、接種順位の上位となる医療従事者等に対する接種の実施体制の構築や高齢者施設の入所者などへの接種体制の構築、また複数市町に跨る調整事項が生じた場合に必要に応じて助言を行い、調整をしたり、市町におけるワクチンの円滑な接種について必要な協力を行うこと、また県に割り当てられたワクチン量を人口や接種順位の上位となる者等の概数、流行状況等に応じて市町へ割当て量を決定することが県の役割となっております。

最後に、町の役割でございますが、医師会等と連携し、円滑なワクチン接種を実施するための体制整備、住民に対し接種勧奨や情報提供するとともに住民からの相談に応じることに加え、町に割り当てられたワクチン量を町内の接種実施医療機関等の接種可能量に応じて割当て、接種を行った医療機関に対し、接種費用の支払いも町の役割となっております。また、健康被害救済に係る認定は国の役割となっておりますが、申請受付及び給付については町の役割となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

昨年の9月定例議会における私の一般質問でお話をさせていただきました。本町でも令和2年8月7日に初めての感染者、県内では58例目が出ました。それ以後、健康福祉課をはじめ、関係機関においては情報収集や住民への周知・お願いなど、土曜、日曜、休日を返上しての勤務に頭が下がる思いです。感謝申し上げます。

ここで質問です。

国の情報がいまだ定かでない部分がありましようが、情報が錯綜する困難な中でありましようが、実施部隊は着実に準備整えなくてはなりません。まず、ワクチン接種について、国、県からの指針を受けて、本町ではこれまでどのような準備を行ってきたのでしょうか。また、今後どのように対応していこうとしているのでしょうか。概略のスケジュールで結構です。お願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員のこれまでどのような準備を行ってきたか、今後どのように対応していこうとしているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種につきましては、令和2年12月9日に予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が公布され、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するものとされました。それに伴い、本町においても仲善医師会及び多度津地区医師会と協議を重ね、近隣市町の動向を見ながら接種体制の構築を進めてまいりました。本町におきましては、集団接種については町保健センターで、個別接種については町内の医療機関にご協力いただき、13か所の医療機関と高見島、佐柳島の診療所を加え、15か所で実施することとなっております。

接種の流れにつきましては、国が示しております接種順位に従い、町においてコールセンターを開設し、集団接種及び個別接種ともに完全予約制とすることといたしました。コールセンターにつきましては、町保健センター内のリハビリ室に新たに電話回線を増設し、3月22日に開設することとなりました。しかしながら、ワクチンの入荷時期や町に割り当てられる量が不確定であり、接種開始時期も国の発表が二転三転し、なかなか具体的な実施体制の構築が進まない状況にありました。今後のスケジュールにつきましては、まず接種券ですが、65歳以上の高齢者に対しましては厚労省からの指示があり次第、3月中に発送できるよう準備いたしております。

次に、集団接種会場となります町保健センターにおきましては、密にならず、来場者の接触が避けられるような動線を考え、職員配置についても他課の職員にも協力を依頼し、適切な人員を確保し、対応してまいります。ワク

チン接種が始まるまでには医師会とともに本番を想定した予行演習を実施し、手順や課題の確認を行いたいと考えております。

今後、国が発表するワクチンの入荷状況を注視し、円滑にワクチン接種が実施できるよう準備してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

続いて、質問いたします。

ワクチンの接種については、医院、診療所等において行う個別接種と大規模病院、公共施設等において行う集団接種がありますが、本町においてはどのように行う予定なのでしょう。また、接種に当たっては医師会との連携が必要不可欠であろうかと思いますが、これまで医師会とはどのような調整を行ってきたのでしょうか。さらに、ワクチンの保管には超低温冷凍庫が必要だと報道されていますが、これについての準備状況はいかがでしょうか。3項目、続けてお答え下さい。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の個別接種と集団接種をどのように行う予定かのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、集団接種につきましては、本町におきましては町保健センターを接種会場とし、実施いたします。また、個別接種につきましては多度津地区医師会のご協力の下、現在までに町内の13の医療機関から接種可能とのお返事をいただいております、高見島、佐柳島の診療所を合わせ15か所の医療機関等で実施する予定です。

医師会には早い段階から熱心にご協力いただき、仲善医師会や多度津地区医師会の会合へも参加させていただき、協議を重ねてまいりました。個別接種につきましても、多度津地区医師会に所属する全ての医療機関のご協力を得られるなど、連携して取り組んでいるものと考えております。

また、人口規模に応じて国から割り当てられるワクチン保存用のディープフリーザーですが、本町の割り当て分は2台であることから、町保健センターと加藤病院に設置し、その他の14か所の医療機関等へは町が適宜配送することといたしております。集団接種及び個別接種の実施につきましては、去る2月24日に河野ワクチン接種担当大臣より、4月12日から高齢者向けの優先接種をスタートしたいとの発表があり、本町におきましても今後のスケジュールについて多度津地区医師会と協議いたしました。まだ本町へのワクチンの割り当て量は確定しておりませんが、国のスケジュールに合わせ、第1回目の集団接種を4月12日の午後から開始することといたしました。その後、安定

的に割り当てられる状況になりましたら、毎週水曜日と土曜日の午後、日曜日の午前と午後の週4回、1回当たり3時間、医師2名で対応してまいります。医師1人当たり1時間に30人接種すると想定し、1回当たり180人を上限として実施する予定です。個別接種につきましては、集団接種の状況とワクチンの割当ての状況を勘案しながら、各医療機関等における接種可能量を調整してまいります。

現在のところ、以上のようなスケジュールで進め、6月中には高齢者への接種を終え、7月から一般の方々への接種が実施可能となることを目標として取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

確認ですが、先ほど集団接種については4月12日の午後から開始ということですが、いわゆる個別接種、診療所とか各医療機関、これは大体いつ頃ぐらいから開始される予定なのでしょうか、お願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたようにワクチンの入荷量が定まっております。4月12日からスタートする集団接種につきましても、本当にもしかしたら少ない数かもしれませんし、全く入って来ずに延期する可能性もまだございます。その中で、町内医療機関におきましてもそれぞれの医療機関の診療時間内に接種となりますことから、それぞれの接種可能な曜日、時間帯を現在アンケート等で調査中であります。ですので、はっきりとは申し上げられませんが、集団接種を何回かこなして、状況、課題等を踏まえた上で随時可能な医療機関からスタートさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

集団については12日から、ほぼほぼ確定的でないということですので、その様子を見ながら。多分、住民の皆さん方は副反応についてやっぱり心配されておられると思いますので、集団接種の状況を見ながら個別にそろそろ進めてまいりたいということだろうと思います。是非そういったニュースがありましたら、速やかに住民にお知らせさせていただきたいと思います。

次に、まいります。

ワクチン接種についての全体的な概要は見えてきましたけれども、個々の住民へのフォローアップに関して質問いたします。

町は住民からの一般的な相談への対応を行うこととされています。ワクチンを接種すべきか否かの判断に迷っている方も多いと思います。国では発症を予防する効果や重症化予防の効果と、逆に副反応などのリスクの両面から総合的に判断して下さいと言っているようですが、なんと曖昧なことでしょう。確かに個々の最終判断であることに異論はございませんが、しかし住民も、そして対応する町担当者もさぞかしお困りでしょう。さて、住民からの相談に対して、誰が、どのように行うのか。専門性が要求される対応窓口の人員確保、組織的体制、医療従事者の実施結果を参照にしたマニュアル化など、ハード面、ソフト面からの整備が必要かと存じますが、それらの進捗状況についてご説明をお願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の住民からの相談に対して、誰が、どのように行うのかのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、予約やワクチンに関する相談については3月22日に開設するコールセンターで受け付けることとなります。コールセンターでは委託業者から派遣された5名が対応することとなっております。予約に関する相談については電話を受けた派遣社員が対応いたしますが、ワクチンを接種すべきか否かの判断や副反応に関する事など、一般的な相談については町保健センターに駐在する保健師に転送し、対応することといたしております。また、接種後の副反応の相談など、町において対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談につきましては県の役割となっておりますので、速やかにご案内し、適切な対応を心がけてまいります。

医療従事者の実施結果を参照にしたマニュアルにつきましては、国の役割として一部の医療従事者へ実施された先行接種のデータの収集及び分析を行い、情報提供がなされと考えております。町といたしましては、国や県から提供された情報と併せ、住民への対応マニュアルを作成するなど、円滑に実施できるよう体制整備を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

確認ですが、先ほど町保健センターに駐在する保健師に転送しとありますが、保健師は何名ほどおいでますでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の再質問にお答えいたします。

保健センターに駐在するのは6名保健師がおります。それと、他に再任用の保健師とあと看護師が会計年度職員でおりますので、その者が相談対応にのることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

それだけおれば、何とかこなせるかなという風には考えられます。

ここで再質問ですが、丸尾町長にお伺いします。

新庁舎建設が着工となっておりますが、様々な部屋における除菌対策、ドアノブなど、非接触機能とするなど、追加変更についてどのようにお考えになられておريましょぅか。他市町などは急ぎ実施されるようですけれども、本町においてもお願いをいたします。

政策観光課長（河田 数明）

お早うございます。

庁舎へのご質問でございましたけれども、担当課長の私の方から答弁をさせていただきます。

議員（小川 保）

よろしくお願ひします。

政策観光課長（河田 数明）

それでは、小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎等建設工事におきましては、ドアの開閉を非接触にするため、3階の風除室から議会スペースへの扉など、各階の主要な出入口の扉を自動ドアに変更する予定にしております。また、エレベーターにつきましても必ず手が触れる押しボタンを非接触に対応したものにするため、手をかざすとセンサーで反応するものに変更することを現在検討しているところでございます。また、除菌対策につきましては、什器の購入におきまして主に机や椅子を抗菌仕様のものやアルコールや次亜塩素酸ナトリウムなどに耐久性がある素材のもので、掃除や除菌がしやすいものを選定するよう進めているところでございます。また、窓口カウンターや相談室、執務室の向かい合う机の間などに仕切りパネルを設置し、飛沫防止対策も行う予定にしております。そのほか、新庁舎整備を進める中で、新型コロナウイルス感染症対策に有効と判断できるものがありましたら、随時検討してまいりたいと考えております。

なお、これらの変更に伴う費用につきましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用するなど、財源の確保も検討しながら仕様を決定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

大変な状況での建設でございます。フレキシブルをお願いをいたしたいと思

います。

さて、先月の2月26日金曜日、四国新聞の報道にありましたように、県内9町で作っております県町村会が円滑な接種の実施に向けてを浜田知事に要望されたようです。丸尾町長はこの町村会の副会長として要望したとあります。非常に有難いことであります。残念ながら私ども議会には、その内容について知らされておられません。よろしければ、ここで要望の一部始終をご案内いただきたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の県町村会が浜田知事に要望された内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

去る2月25日、県内9町で構成する香川県町村会が知事と県議会に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する緊急要望として次の3点について要望をいたしました。

1点目、ワクチン接種が円滑に実施できるようにワクチンの配送スケジュール等の情報を速やかに市町に提供するよう国に要望をし、県においても市町と情報共有し、接種体制の確保に万全を期すこと、また副反応等の住民相談に応じる一元的な相談窓口を設置すること。2点目、町においては医療従事者の確保が困難であり、円滑なワクチン接種に支障を来すことから、必要となる医療従事者の派遣体制を整備すること。3点目、ワクチン接種に係る費用について、地方に負担が生じないよう、国の責任において必要な財源措置を確実に講じるよう国に要望すること、またシステムの改修においては自治体の現場における経費や事務的負担が増加することがないように十分に配慮することを国に対して要望すること。

以上、3点の要望に対し、知事からはスケジュールはまだ詳細が分かっていないが、国に定期的に問い合わせ、情報共有に努め、各自治体と連携を図り、万全の接種体制の確保に努めたい、コールセンターについては3月中旬の開設に向け準備をしている、多くの医療従事者が必要となることは認識している、医師会等とも連携を取り、各町からの要望について国に伝えてまいりたい、接種費用単価がインフルエンザと比べて低く抑えられている、十分なインセンティブを持った単価となるよう、知事会から国に緊急提言を行っている、システムについても過度な事務負担が市町に生じないよう設計いただき、新システムが実務に支障を来さないよう配慮することについても緊急提言を行っている、以上のような回答がありました。また、県議会からは迅速、正確な情報提供、技術的な助言等については知事に要望している、医療従事者の派遣体制の整備についても知事に要望をしており、議会としても執行部と検討してまいりたい、費用面についても国に要望していくとともにど

ここまで対応できるか執行部と検討してまいりたい、と以上のような回答がありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

ワクチンの接種実施については、まだまだ詳細が固まっていない状況ですが、住民のため、都度情報をお伝え発信いただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目の合田邸の利活用検討についてを質問いたします。

昨年の初頭に合田家当主から多度津町に対しご寄附いただきました合田邸ですが、その後、直ちにその利活用について検討委員会が組織され、私、小川保も合田邸住所地区6区の自治会長としてその委員を委嘱されました。以降、数回の検討会、他への調査研修など約1年が経過しております。議員の皆様にも、なかなかその進捗内容が報告されておられません。1年経過しております。また、町からも保全に対しての投資もしておりますので、どんな内容で進んでいるのかをご報告願ったかと存じます。

まず、合田邸検討委員会の主管課と委員会メンバー構成、これまで検討された日程、開催内容、また講師、オブザーバーの存在など、お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の合田邸の保全・活用に向けた検討委員会の概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、主管課につきましては合田邸の保全・活用に向けた検討委員会の事務局を政策観光課が担当しております。本検討委員会の目的といたしましては、本町の歴史的建造物である合田邸をまちづくりの拠点とするため、地域住民や民間団体と協働で保全・活用に関する検討を行うため、設置したものでございます。この検討委員会の意見を取りまとめるコーディネーターとして多田善昭建築設計事務所に業務を委託いたしております。

次に、本検討委員会のメンバー構成につきましては、設置要綱に基づき、関係団体として合田邸ファンクラブより3名、地域住民として地元自治会である6区自治会及び7区自治会よりそれぞれ1名、その他として多度津町まねきねこ課より1名、多度津高等学校より1名、多度津商工会議所青年部より1名を推薦していただき、合計8名に委員を委嘱しております。

次に、これまでの委員会の概要につきましては、検討委員会を9回開催する中、ゲスト講師3名にお越しいただいておりますので、時系列に沿ってご報告をさせていただきます。

第1回は令和2年5月24日に開催し、委員の委嘱、合田邸及び合田邸ファン

クラブの活動に関する概要説明、検討委員会の進め方についての説明などを行いました。第2回は令和2年6月14日に開催し、委員が実際に合田邸を見学し、興味を持った建物や箇所、また危険と感じた建物や箇所を調査票にまとめる作業が行われました。また、令和2年6月28日には、委員が宇多津のまちづくりがどのようなテーマと目的を持ち、どのように進められたのか、またなぜ評価されたのかということ学習するため、宇多津古街を視察いたしております。第3回は令和2年7月9日に開催し、第2回の調査結果及び宇多津古街の視察で学んだことを基に意見交換が行われました。また、委員より、南離棟及びブロック塀が危険な箇所であると指摘があり、平成30年度に町が実施した建物の調査においても多田善昭建築設計事務所より危険な箇所として指摘があったことを考慮し、自然崩壊を避けるため、意図を持って解体工事を行うべきであるとの提案がありました。第4回は令和2年7月30日に開催し、合田邸の保全・活用に関する事業に対してスポンサーがついてくれるような活用策を委員より提案していただき、過去の事例や他の事例を紹介しながら意見交換が行われました。また、建物内の複数の箇所で雨漏りが発生している状況を説明し、緊急的な修理の検討に入ることにについて承認をいただきました。第5回は令和2年10月1日に開催され、ゲスト講師として四国新聞株式会社より運動写真部長の山田様にご参加いただき、委員から提案のあった活用策に対して、まちづくりの観点からご意見をいただきました。また教育課で進めている重要伝統的建造物群保存地区についての説明が行われました。また、令和2年10月27日には、J R 四国の観光列車四国まんなか千年ものがたりの視察研修が行われ、発案者、デザイナー、アテンダントの方から観光列車事業が生まれた経緯などをお聞きしました。第6回は令和2年11月6日に開催し、J R 四国の視察報告及び意見交換が行われました。第7回は令和2年12月17日に開催し、ゲスト講師として秋山興産株式会社代表取締役秋山様にご参加いただき、丸亀市通町の再開発についての紹介や合田邸の活用に関してスポンサー及び企業側の観点から意見をいただき、意見交換が行われました。第8回は令和3年1月31日に開催し、ゲスト講師としてコピーライターの新居様にご参加いただき、本事業の方向性を示すためのスローガン作成に向けた学習が行われました。第9回は令和3年2月21日に開催し、引き続きゲスト講師として新居様にご参加いただき、検討委員会の方向性について意見交換が行われました。

以上が今年度の検討委員会の概要となります。約1年間検討を行い、解体工事や屋根修理工事などの事業の実施が決定しておりますが、13棟もの建物が存在しているため、具体的な活用方法の検討については時間を要しております。来年度はより具体的な活用方法に関する検討を続け、整備については専

門家などの意見を取り入れながら事業計画の作成を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

恐らく私ども議員14名、私を除いて13名ですが、この合田邸の施設についてはあまり詳細には存じ上げてないのかなと思っておりますので、是非議員の方にもご案内をいただいて、見学会なりご説明をお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

これほどの大きな事業ですので、なかなか方向を決定することは困難でしょうが、しかし利活用の大きな流れは、今後の方向を決める上では非常に重要な事柄だと苦慮しております。

質問です。

現在、町として実施した、あるいは実施中の修理・保全内容についてご報告いただきたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の修理・保全内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸における既に実施した修理・保全につきましては、検討委員会の中で提案がありました南離棟及びブロック塀の解体工事を令和2年度事業として実施いたしております。事業費につきましては、実施設計業務委託料として29万7,000円、工事費として616万円でございます。施工に至った経緯といたしましては、まず南離棟につきましては老朽化が進んでおり、いつ崩壊してもおかしくない状況であったため、近接する洋館棟や人に被害が発生する可能性を考慮し、解体工事の実施を決定いたしました。また、ブロック塀につきましては建築基準法施行令第62条の8に規定のある塀の設置基準に基づき、調査を行った結果、敷地内にある全てのブロック塀が設置基準を満たしていなかったため、解体工事の実施を決定いたしました。なお、令和2年12月定例会において、補正予算を可決いただいた屋根の修理工事につきましても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施する予定でございます。事業費につきましては、建設関連工事委託料として402万2,000円、工事費として2,010万8,000円を計上いたしております。なお、今後の修理工事につきましては活用方法を決定した後、専門家の意見をお聞きし、財政状況を鑑みながら整備計画を作成していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

河田課長、確認です。

ブロック塀については取り壊して撤去しておりますけれども、その後の囲いについてはどうされるのか、お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

再度の小川議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

取り壊した後の囲いですが、今もう既に仮で囲いをしております。なぜ仮でしているかと申しますと、今後の改修工事等で重機等が入る予定もございます。そういう中で、やはり本復旧をしますとその工事が行えないということで、仮の塀を設置いたしております。また、大きい重機等が入る可能性も踏まえまして、間口を大きく取った入り口も作っております。今はそういう状態で、中の改修が終われば、最終的に塀を復旧するという形にしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

最終形がどのようなになるかというのは、今から決めていくということによろしいですね。有難うございます。

私はこの歴史的に貴重な建造物は保全することが大切だと思っております。が、しかし一方では財政的に困難な状態になっております町の現状から、今後の保全も含めた投資は慎重にならざるを得ないと感じております。「様々な民活を通して町の活性化を図る」、この言葉には確かに美しい響きがあります。スローガンと結果は往々にして乖離が見られることもあります。

ここで、先月、2月21日、日曜日に開催された合田邸検討委員会に提出いたしておりました私の概略意見をご披露いたします。

この時の宿題として宿題の項目、合田邸の命題というテーマでした。以下、5項目がありました。自分たちはどうありたいのか、何を伝えたいのか、誰に伝えたいのか、なぜ伝えたいのか、自分たちはどうあり続けたいのかという命題でした。この命題ですけど、何だか禅問答のような質問でありましたけれども、私も少ない知恵の中ですが回答いたしました。

1つ目は、住民の遊び場。朋来る、合田邸に行こう、そんな風に普段に行きたがる場に、たまには晴れの場にも変身してみたらどうでしょう。

脱インバウンド、脱観光、脱外部頼み。観光依存、そんな価値観が潜在的に染みついている、そろそろそれから脱却して住民たちに解放したい。

3つ目は、多様な立場で多様な意見。女性も男性も老いも若きも参加してほしい。子供たちが庭に駆け回る町なかの公園としての存在。

4つ目は、楽しみは分かち合ってこそ楽しい。男性よ、もっと町に出よう、

在所で楽しむ住民は圧倒的に女性が多いと感じております。

5つ目は、明るく安全な街に。今、旧呼称の本町筋は静かです。日が落ちると怖い、家の明かりが見えない。住民はおいでます。しかし、奥まっただけです。表には明かりが出てきておりません。なおさら、街灯が暗い。でも、ここには私たちが住んでおります。

以上で9番 小川 保の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保 議員の質問を終わります。

次に、4番 兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一です。

大きく分けて3つのことについて質問させていただきます。1つ目、成人式延期について、2つ目、行政のデジタル化、押印廃止について、3つ目、町政モニターについて、以上一問一答方式でお願いいたします。

まず、成人式延期についてです。

令和2年4月2日から令和3年4月1日の間に満20歳になる者を対象とした令和2年度成人式が東かがわ市、綾川町、琴平町は1月3日に、三木町は1月9日に、土庄町、小豆島町は中止、多度津町以外の残りの市町は1月10日に実施されました。多度津町も1月10日に実施予定でしたが、1月8日に延期が発表されました。

そこで質問させていただきます。

まず1つ目、今年該当する成人人数と参加予定人数、県内からの参加者数、県外からの参加者数の内訳についてお伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の今年度該当する成人人数及び参加予定人数についてのご質問に答弁させていただきます。

令和2年度成人式の対象者数は265名で、対象者には往復はがきで案内をし、参加希望した新成人は140名でした。なお、参加者のうち県内、県外の参加者の内訳については、町内に住所を置いたまま転出している人が多いと思われる、町外に転出している人も案内状の送付については町内の実家を希望する人がほとんどのため、正確な数字は分かりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目ですが、多度津町で実施予定だった成人式のコロナ感染予防対策はどのようなものだったのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の実施予定だった成人式でのコロナ感染予防対策はどのようなものだったのかについてのご質問に答弁させていただきます。

今年度の成人式のコロナ感染予防対策として、まず出席予定者に昨年12月、成人式当日の諸注意事項として、感染予防対策の実施、家族等の入場人数の制限、入退場におけるソーシャルディスタンス等の諸注意事項、感染状況により中止する場合があることなどをお知らせしたはがきを出席予定者全員に送付いたしました。また、ホームページにおいては同様の注意事項を周知するとともに、12月24日には忘年会、新年会をできる限り控えることや初詣、帰省など、特に感染リスクが高まる場合では、これまで以上にしっかりと感染予防対策を取るなどをお願いいたしました。式典当日は参加人数の制限として、主賓、来賓は登壇者のみとすることや新成人の保護者についても新成人1人に付添いの方2名までとする。受付においてはマスクの着用、手指消毒、検温の実施、接触確認アプリのインストールの周知、新成人の受付を1階、2階に分けて密にならないようにする、式典においては座席配置に留意し、あらかじめ間隔を空けるよう制限しておりました。また、式典時間の短縮や近年実施しておりました合唱は実施しないこと、また例年実施している記念行事の呈茶の催しは実施しないなど、対応を取る予定でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。高松市、さぬき市は時間帯を3回に分け、また東かがわ市は2回に分けて実施をしております。それ以外の市町は同時間帯で実施をされました。こういった成人式を実施した近隣の市町とコロナ感染予防対策で多度津町は何か違いがあったのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の近隣市町のコロナ感染予防対策で違いがあったのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、対象の新成人が多い自治体では式典を複数回実施するなどの対応を取ったところもありますが、マスクの着用及び手指消毒の徹底など、個人でできる感染症予防対策の徹底や式典の短縮、参加人数の制限等についてはどの市町も実施しているようでありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

成人式延期の決め手は何だったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の成人式延期の決め手は何だったのかについてのご質問に答弁を

させていただきます。

延期の判断につきましては、1月7日、首都圏の1都3県に対し、緊急事態宣言が発出されるなど新型コロナウイルスの全国的な感染拡大状況にあったこと、1つ、県内においても高松市でクラスターが発生し、さらなる広がりも予測されたこと、1つ、町内でも年末から年始にかけて感染者の発生が続いていたこと、1つ、成人式と同日に開催が予定されていた県内市町の消防出初め式が全て中止となったこと、それと1つ、私の中では感染リスクが高いのは出初め式よりも成人式の方ではないかと考えていたこと、成人式は県外からの参加者が多くいること、また成人式というのは同窓会的な意味合いも多くありますので、式典前後に同窓会など飲食を伴う会合が予想されること、これらの複数の要因から感染リスクが高まることに鑑み、参加者自身の安全確保や感染拡大を防ぐため、苦渋の決断ではありましたが、決断をいたしました。これは危機管理上の非常事態行動だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

成人式延期の決定が2日前でなければ決められなかったのはなぜでしょうか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の延期決定が2日前だったことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁と重なりますが、首都圏の1都3県に対し、緊急事態宣言が発出されるなど全国的に新型コロナウイルスの感染拡大状況にあったこと、県内においても高松市でクラスターが発生し、さらなる広がりも予測されたこと、成人式と同日に開催が予定されていた県内市町全ての消防出初め式が全て中止となったこと、このことに関して先ほども述べましたが、感染リスクが高いのは出初め式よりも成人式だと常に考えておりました。その根拠というのは、先ほども申しましたが、成人式というのは同窓会的な意味合いが強く濃く出ているところであります。県外に特に感染の拡大しているところに行っている子供たちが帰って来て、そしてその子供たちが感染しているしてないに関わらず、そういう感染が出る可能性のあること、これが私が2日前に延期の判断をした根拠であります。それは先ほども申し上げましたようにクラスターが発生し、多度津町の子供たち、また多度津町に帰って来ている子供たち、その子供たちを感染状況から守るため、そういう使命の下で緊急事態的な行動、非常事態行動だと考えております。

議員（兼若 幸一）

成人式延期の周知は参加予定の成人に対し、どのようにされましたか。ま

た、どのような反応でしたか。トラブル等はなかったのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の成人式延期の周知方法及びその反応等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の延期の周知につきましては、新成人には文書を速達で送付するとともに町ホームページへの掲載、ツイッター、フェイスブックでの周知を行うとともに、マスコミ各社へも情報提供を行いました。また、これまで成人式の運営にご協力いただいておりますプロジェクトチームのメンバーにも連絡し、その連絡網で周知していただきました。

その反応といたしましては、延期の決定があまりにも直前過ぎる、延期期日の予定がお盆の時期では晴れ着が着られない、晴れ着等のキャンセル料の補償はしてくれるのか、町内でクラスターも発生していないのになぜなどなど、様々なご意見をいただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁にもありましたように晴れ着等のキャンセル料の補償はしてくれるのかというのが反応としてあったようですが、成人式延期に伴う着物、また美容院などのキャンセル料などの補助についてはご検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の成人式延期に伴う着物、美容院などのキャンセル料などの補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

成人式延期に伴う晴れ着等のレンタル衣装のキャンセル料につきましては、助成金という形で対応を考えております。その金額等の内容につきましては、現在協議中でございます。今回実施しておりますレンタル衣装のキャンセル料のアンケート結果も参考に決定したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

それでは、令和2年度の成人式はいつ頃開催予定でしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の令和2年度の成人式の開催時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年度の成人式の開催時期につきましては、延期決定当初は感染状況や帰省等のことを勘案し、お盆の時期に実施する予定でしたが、電話やメールでの

お問合せで晴れ着を着る機会が欲しい等のご意見を複数いただいたことから、レンタル衣装のキャンセル料のアンケートと併せて実施時期についてのアンケートも実施することといたしております。その時期については、1、令和3年8月中旬、お盆の時期、2、令和3年10月から11月頃の日曜日、3、令和4年1月の成人の日の時期、その他から選択するようにしております。その結果も踏まえて、今後決定してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

今回の延期を経験して、次回開催予定がコロナ感染拡大でもし実施できなかった場合の判断は、いつ頃される予定でしょうか、お伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の次回開催予定がコロナ感染拡大で実施できなかった場合の判断は、いつ頃する予定かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

判断の時期につきましては、できる限り早い段階で判断したいと考えておりますが、その時の感染状況によるものだと考えております。今回の延期を経験したことで全国の実施状況で参考となる方策もあったことから、例えばより一層の入場者の制限やリモートでの開催、フォトスポットを設け記念撮影を可能とするなどの取組を実施し、思い出に残るものとしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

成人式は本当に一生に一度しかありませんので、色々ご判断は非常に大変でしょうが、適切にご判断をお願いしたいと思います。

次、行政のデジタル化、押印廃止についてです。

国は社会のデジタル化を進めるため、デジタル庁を今年の秋に創設予定です。香川県は新型コロナウイルスの流行に伴う社会変化を踏まえ、2021年度社会のデジタル化の推進に本腰を入れ、戦略本部を新設し、生活や産業、行政などの各分野での先端技術の活用に繋げるとしております。

そこでお伺いします。

1つ目、多度津町としてデジタル化できる業務はどのようなものがあり、今後どのような方向性で、いつまでに取り組む計画でしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員のデジタル化できる業務はどのようなものがあり、今後どのような方向性で、いつまでに取り組む計画かのご質問に答弁をさせていただきます。

住民サービスの充実の面におけるデジタル化できる業務につきましては、住民の方々が窓口に出向くことなく、自宅や職場からいつでもオンラインで公共施設の予約や行政手続きができるようになることやオンライン講座や教育分野におけるオンライン授業等、遠隔による行政サービスを享受することが可能になることが期待されており、利便性の向上の観点からも重要な取組だと考えております。一方、職員の働き方改革の面におけるデジタル化できる業務につきましては、A I、人工知能やR P A、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、パソコンを使って行っている事務作業を自動化するものを活用することにより、これまで人の手で処理していた定型的な業務を自動処理することで業務の効率化などの効果が期待されるとともに、今後の人手不足への対策や職員の働き方改革にも繋がるものと考えております。また、オンライン会議や電子決裁、ペーパーレス化が普及することにより、一部の業務においてはテレワークの導入も可能となり、自治体職員の働き方を考えていく上で重要なことと認識しております。このような先端技術を活用して、行政のデジタル化を実現するために総務省では2021年1月から2026年3月までを計画期間として自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しており、この計画の重要取組事項として全国の自治体の情報システムの標準化、共通化が記載されております。この計画に基づき、自治体の業務処理システムの標準仕様をデジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成することになっております。現在のところ、住民記録システム、介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、国民健康保険の17業務につきましては、システムが標準化、共通化されることとなっており、具体的にどのように業務がデジタル化されるか示されることとなっております。

今後の方向性といしましては、関係府省において示される業務処理システムの標準仕様に基づき、2026年3月までに全国の自治体においてデジタル化を進めることとなっていることから、国や県の動向を注視し、本町におきましても行政のデジタル化に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

デジタル化に向けては、推進室等の設置予定はないのでしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員のデジタル化に向けて推進室等の設置予定はないかのご質問に答

弁をさせていただきます。

行政のデジタル化に向けて推進室などの設置予定はありませんが、現在多度津町行政情報ネットワーク推進委員会を設置し、各所属課などから委員を1名ずつ選出して、情報ネットワークの運用や利活用、ホームページのリニューアルなどについて検討や推進を行っております。行政のデジタル化につきましても、この委員会において検討を行い、推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

デジタル化により、デジタルに対応できない来庁者もいると思いますが、その対応はどのようにされる計画でしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員のデジタル化により対応できない来庁者もいるはずだが、その対応はどのようにする計画となっているかのご質問に答弁をさせていただきます。

行政のデジタル化を進めるに当たり、デジタル化により対応できない来庁者への対応といたしましては、手続を行う際に新たなデジタルでの申請と同時にこれまでどおりの紙ベースでの申請も並行して受け付けるなど、全ての町民の皆様が利用しやすいものとなるように検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

A I とかデジタルとか、若い方はすぐ対応ができるんですが、なかなか使い慣れてないと対応が難しいので、そういった方にも対応していただけるようお願いしたいと思います。

次、押印廃止はどのように取り組まれているのでしょうか、お伺いいたします。

総務課長（神原 宏一）

兼若議員の押印廃止はどのように取り組んでいるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

国では新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、またデジタル時代を見据えたデジタル・ガバメント実現のため、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題として押印廃止をはじめとした行政のデジタル化に向けた取組を実施しております。その取組の一つとして、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の推進体制、作業手順、判断基準等を示したマニュアルが昨年12月に内閣府より公表されました。これを受けまして、本町にお

きましても各所管における行政手続について押印を必要としているものの実態を把握するための全庁的な調査を実施し、その結果につきましては現在取りまとめを実施しているところでございます。今後の取組といたしましては、国の法律改正などの動向に注視しながら、内閣府のマニュアルなどを基に本当に押印が必要な手続がどうかの検討を行い、見直しに向けた準備を進めてまいります。窓口業務での手続において、住民票の写しや税務証明等の交付申請につきましては、現時点でも押印を必要としておりませんが、町の裁量により押印を廃止できるもののうち、このように住民や事業者の皆様から町に提出される書類につきましては、住民サービス向上の観点から優先的に見直しを実施してまいります。また、見直しに当たり、例規の改正が必要な場合は、効率的な改正を行えるよう条例の一括改正や特例規則の制定などを想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次の質問に移りたいと思います。

町政モニターについて質問いたします。

町長の令和3年度施政方針の中に、コミュニティーを軸とした協働のまちづくりとして町政報告会や対話集会、町政モニター連絡会などあらゆる機会を通じて多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに、地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいりますとありました。

そこで、伺いたいします。

町政モニターとはどのようなものなのでしょうか、伺いたいします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の町政モニターとはどのようなものかのご質問に答弁をさせていただきます。

町政モニター制度とは、本町をより良くするために町の施策について広く町民の皆様のご意見やご要望をお聞きし、町政運営に反映させる場として設けているものです。年に4回町政モニター連絡会を開催し、モニターの皆様より日々の生活の中で感じていることについて広くご意見やご質問をいただき、意見交換をさせていただいており、モニターとして参加していただいた方には町政を身近に感じていただける場となっているのではないかと考えております。また、各種委員や自治会長をされておられる方からはそれぞれの委員会や会議などでご意見やご要望をお伺いすることができておりますが、そのような役職や立場ではなく、一町民としての率直なご意見、ご要望をお伺いすることができる町政モニター制度は、本町にとりましても大変有意義なものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

町政モニターの方々はどのようにして選出されるのでしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の町政モニターはどのようにして選出されるかのご質問に答弁をさせていただきます。

モニターの選出につきましては、現在は地域性を考慮して旧多度津、豊原の各地区からは男女3名ずつ、四箇地区、白方地区につきましては男女各1名ずつ、高見、佐柳地区につきましては両地区を通じて男女各1名ずつ、定員を12名以内として多度津町自治連合会から推薦をいただいて選出しております。町政モニターの設置を開始した昭和50年代には、広報などで募集を行っていましたが、応募者が少ない年が続き、町政モニターを設置できなかった年もあったため、昭和62年からは現在の自治会から推薦していただく選出方法となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

令和2年度の年代ごとの構成人数はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の令和2年度の年代ごとの構成人数はどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本年度の年代ごとの構成人数は、30歳代の方が2名、50歳代の方が1名、60歳代の方が3名、70歳代の方が4名、80歳代の方が2名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁にありましたように、子育て世代の、要は30代の方が2名しかいらっしやらないということで、一般公募等で再度若い世代のモニターを募集してはどうでしょうか、年齢が非常に偏って、意見等が偏るようなことになるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の一般公募で若い世代のモニターを募集してはどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

現状では年齢層の偏りや自治会員以外の方が参画しにくい状況となっておりますので、今後は兼若議員ご提案のような一般公募による方法を含めて選出方法を検討して、より幅広い世代の方や自治会員以外の方からもご意見やご

要望をお伺いできるような制度として確立したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

町政モニターで出た意見、またそれに対する対応など活動を町民に広く周知すべきと思いますが、現状はどのようにされているのでしょうか。また、今後そのような予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の町政モニターで出た意見、それに対する対応など活動を町民に周知すべきと思うが現状はどのようにしているか、また、今後そのような予定はあるかのご質問に答弁をさせていただきます。

町政モニター制度につきましては、現在は積極的な周知ができておりません。今後は町政モニターの皆様からいただきましたご意見やそれに対する対応などの活動について、本町の広報紙に掲載するなど情報を広く公開し、町民の皆様に町政に対してさらに関心を持っていただけるような広聴活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

町の色々な活動を広報、また、ホームページ等を通じて広く町民に周知することは非常に大切なことだと思います。ただ、ホームページを何名の方が見られたかとかという、なかなかフォロー数というか、カウントがされていないように思いますので、できれば何名の方が閲覧、要は見たかというようなことができるような方法を取るというのも一つの施策ではないかと思いますので、今後ホームページの活用に向けても検討していただければと思います。

以上で4番 兼若 幸一の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

10時50分再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番 隅岡 美子でございます。順次、一般質問をさせていただきます。
まず、冒頭にコロナ禍の中、医療関係者、介護従事者など日夜懸命に働いて
おります全ての皆様に対しまして敬意を表したいと思います。

質問は2点でございます。

1点目、コロナウイルスワクチン接種について、2点目、ロタワクチン接種
の周知啓発についてでございます。

まず、1点目でございます。

コロナウイルスワクチンの接種についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種が、県内で唯一実施している善通寺市内
の病院で、希望する医療従事者への接種を2月20日より先行接種が始まりま
した。4月1日以降、65歳以上の高齢者、持病のある方や高齢者施設の従事
者、それ以外の16歳以上の一般住民への接種が順次行われる予定でございま
す。

そこで、10点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目、65歳以上の高齢者の人数、接種計画、ワクチンの供給について
お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の65歳以上の高齢者の人数、接種計画、ワクチンの供給について
のご質問に答弁をさせていただきます。

本町における65歳以上の高齢者は、3月1日現在7,411人であります。接種計
画につきましては、県から配分されるワクチンの数に応じ、今後具体的に計
画してまいります。河野ワクチン接種担当大臣が4月12日から高齢者への
優先接種をスタートしたいとの発表を受け、本町におきましては第1回目の
集団接種を4月12日と定め、準備を進めております。しかしながら、いまだ
配分されるワクチンの数が不確定であり、県を通じて国に流通体制の明確化
について要望しているところであります。円滑かつ迅速に接種ができますよ
う、国や県の情報を注視しつつ、接種体制の整備を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

そこで、何点かについて質問をさせていただきます。

このコロナワクチンについては、ご本人の意思の下で接種するかどうかの判
断をいたします。しかし、本人の判断が難しい場合、例えば認知症の方や障
害をお持ちの方など、意思確認が難しい場合もございます。どのような対応
になるのでしょうか、これが1つ。

また、高齢者施設などで認知症の方への接種についても意思確認が難しいと

考えられます。ご対応について、この2点をお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員のご質問に答弁をさせていただきます。

本人の意思が確認できない認知症の高齢者への対応についてでございますが、あくまでも本人の意思、家族の意思というものが必要になります。これから進めるに当たりまして、そのあたりをもう少し詰めて話をしていけないといけないところではございますが、現段階では明確な打合せはできておりません。

また、高齢者施設におきましても、そのような方のご家族の方、若しくはご家族がいらっしゃる方もおいでるかもしれませんので、そのあたりは今後準備していく中で話を詰めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

また、今後スケジュールの方をよろしくお願いをいたします。

また、次の質問です。

これは原則は居住地で接種するのが好ましいと思いますが、住所地以外で接種が可能となる場合はどういう場合でしょうか、これについてお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

本来であれば、住所地で受けるのが原則となっております。住所地以外で受ける場合、仕事の関係でありますとか、どうしても住所地で受けられない場合、国の出しております手引きに何点か掲載しておりますが、今、手持ちに持っておりませんので、また確認してご報告させていただきたいと思いますが、皆さんに不便なく受けていただけるように国の方も手引きを作成しておりますので、それに準じて体制を整備していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

この点についてもよろしくお伺いいたします。

次の質問です。

接種会場、また医療機関、これはかかりつけ医でございますが、そこまで移動が困難な高齢者や独り暮らしの高齢者、また障害者についての接種体制について、移動手段についてお伺いいたします。これが1点の質問です。

あと1点は、家族の方が同行接種する考えられますが、75歳以上の高齢者の皆様にお配りをしております福祉タクシー券でございます、この配布を前倒しにしてはどうかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。この2点

についてお伺いいたします。

議長（村井 勉）

隅岡議員、通告にないんですけど。

議員（隅岡 美子）

関連でもないかんですか。

議長（村井 勉）

再質でもないし。

議員（隅岡 美子）

そうですか。じゃあ、今のは削除して下さい。関連だと私は思うのですが、いかがいたしましょうか。

議長（村井 勉）

どの分の関連になるんですか。

議員（隅岡 美子）

医療機関とか接種会場へ行くのが困難な方の対策として、高齢者福祉タクシー券を4月から配布なんですけど、それを前倒しにして、そのタクシー券を使って移動手段に代えるという提案でございます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

接種を受ける方、高齢者の方の移動手段についてでございますが、今のところ集団接種は保健センターで考えております。保健センターの接種は先ほども答弁の中でありましたように、水曜日と土日を使ってしますので、ご家族がおいでの方で送り迎えが可能な方にはそのような都合のいい日を選んでいただきたいと考えておりますし、若しくは近くの医療機関だったら行けるという方につきましては個別接種が開始してからお近く、またかかりつけの医療機関を選択していただいたらよろしいかと思っておりますので、特別にそのために移動手段を考えてはおりません。また、福祉タクシーにつきましては高齢者保健課の方が4月1日から配布が始まるようでございますので、第1回目も4月12日を考えておりますので、間に合うようであれば、それをご利用して接種会場までおいでいただけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

ということは、福祉タクシー券は4月1日より配布の予定ということで、是非早く間に合わせていただきたいなと、このように思っております。

そしてまた、次の質問です。

また、3月中に医療従事者向けの優先接種が終了しないと私たち65歳以上の

高齢者、4月12日からスタートでございますが、高齢者の接種もなかなか実施できないのではないかと危惧をいたします。実施主体である、あくまで町のスケジュールを今後も待ちたいと思っております。また、4月は先ほど答弁の中にも触れておりましたが、4月は転勤、入学など例月とは違う移動時期でもあります。また、4月29日からの長期休日、ゴールデンウィークに対するワクチン接種のお考えをお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

第1回目の高齢者の優先接種を4月12日からと考えております。その後、ワクチンの入荷状況がまだはっきりしておりません。ゴールデンウィークにつきましては、医療機関の都合もありますので、今のスケジュールではゴールデンウィークの週は外したいというような協議はされておりますが、接種が始まり、ワクチンの入荷状況におきましてゴールデンウィークも接種した方がスムーズに、迅速に進むようであれば検討も必要かなと思っておりますが、4月12日以降、安定的に入荷できるようであれば、ゴールデンウィークの週を外したいというような意見も今出ておりますので、まだスケジュールがはっきりしておりませんので、決まり次第皆さんにお知らせしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

あくまでワクチンの入荷待ちということでございますので、是非町のスケジュールを待ちたいし、ワクチンの入荷も待ちたいと思っております。

次、2点目の質問に入ります。

予診票やクーポン券などの発送時期についてお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の予診票やクーポン券などの発送時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

接種券、クーポン券のことですが、接種券及び予診票は3月下旬より接種順位に従い、順次対象者に郵送でお送りする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

クーポン券の予診票ということで、これはお知らせ文とか案内文と予診票とクーポン券と、例えば間に合えばですけど、接種可能な医療機関の一覧表とか、またこれも分かりませんが国から届く副反応についてのリーフレットなどは、まだ分からないと思うんですが、それが届いたら一般の方はどのように予約の電話とか、せないかないと思うので、それが届いたらどうい

風な態勢を取ればいいんでしょうか、お伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

予診票、受診券と一緒に送付する内容物につきましては、当然ご案内の文書は同封いたしますので、予約の方法でありますとか、3月22日に開設いたしますコールセンターの電話番号等、必要な限りの情報を盛り込みたいと考えております。また、町内のどの医療機関で受けられるかということにつきましては、今予定でございますが、今週の金曜日に全戸配布をする予定になっております自治会のチラシの中に受けられる医療機関とコールセンターの電話番号、予約の方法について簡単に記したものを一旦全戸配布させていただこうと思っております。それとは別に、ホームページに色々と周知をさせていただいておるんですけれども、高齢者の方でなかなかホームページをご覧にならない方に対しましては、町内の医療機関とか公民館、また、さくらプールとか町民会館とか、高齢者の方が利用されるであろう場所をお願いをしてチラシを貼っていただいております。内容については更新し次第、お送りして貼り替えていただくような対応をしておりますので、そういったものも活用しながら随時皆様にお知らせをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

よく分かりました。有難うございます。

それで、その予診票やクーポン券などの発送の件でございますが、今、多度津町の住民基本台帳にご登録されている外国人は何名いらっしゃいますか、お尋ねいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員のご質問にお答えいたします。

今手元に詳しい数字を持っておりませんので、約850名程度登録されていると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございます。

それで、発送のところですが、外国人の方も登録されている方が今、ご答弁ございましたように約850名いらっしゃるということで、この方たちの案内についてはやっぱり多言語が必要だと考えますが、それについてはどのような体制で臨まれるんでしょうか、お伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、4月から始まりますのは高齢者に対する優先接種でございますので、外国人の登録されている方で該当する65歳以上の高齢者が何人いるか今分かりますけれども、その方に対してもできる限り分かるような案内文書を考えていきたいと思っております。その後、若い方への接種につきましては、多分会社にお勤め、研修生が多いのかなと思いますので、また会社等を通じまして周知ができるように工夫してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

クーポン券配布、予診票、またよろしく願いいたします。

続きまして、3点目の質問に入ります。

3点目は、ワクチン接種会場と会場運営についてお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員のワクチン接種会場と会場運営についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、集団接種会場を町保健センターとし、個別接種につきましては町内協力医療機関13か所と高見島、佐柳島の診療所2か所を合わせ、15か所を予定しております。集団接種会場につきましては、健康福祉課職員のほか、他課職員に協力を依頼し、運営する予定であります。接種会場では3密を避け、できる限り接種者同士の接触を避けるよう工夫し、新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

それで、ワクチンを接種しました。その接種済みの何かシールを貼るといふ、すごくアナログなんですけど、そういった接種済みに関してのどういう風なんをお考えなのでしょうか。それで私はその接種済みについて、普通お薬手帳なんかに予防接種とか健診したら何年何月済みとかという書く欄がございます。それでこれは私の考えなんですけど、皆さんお薬手帳をお持ちかと思うんですが、お薬手帳の表紙に接種済みのシールを貼ったりするという、すごく日本人独特のパターンだと思いますが、接種済みの確認はどのようにされるんでしょうか、お伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ワクチンの接種には接種したということで接種券をお送りします。今回のワクチンにつきましては2回接種になっておりますので、その接種券は2回ともご持参いただくことになっております。接種が終わりましたら、そこに接種済みということで印をさせていただくことになっております。お薬手帳に

シールというご提案もありますが、接種会場は何分にも時間に制限がありますので、一人一人にシールを貼ったりする対応がちょっと難しいかなと思っておりますので、接種券の方への印、済み証といいますか、の対応とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございます。

それでワクチン接種会場の運営でございますが、担当の部は何名体制か、お伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

何名体制で運営に臨むかということでございますが、本番に向けて今後予行演習を医師会の協力を得てしていこうと思っております。実際のときにどういう動線で、どれぐらいの人員が必要かというところを確認した上で、何人体制でということを考えております。会場内も加えまして、駐車場の整理も必要かなと考えておりますので、かなりの人数を要すると思いますので、健康福祉課だけの対応は難しいと考えておりますので、庁舎全体の課にご協力をいただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

よろしくお願いいたします。

次、4点目の質問です。

アナフィラキシーショックなど、発生時の対策はについてお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員のアナフィラキシーショックなど、発生時の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

集団接種会場にはアドレナリン製剤などの薬液や挿管セットなど、救急用品を準備し、アナフィラキシーショックなどの強い副反応が出た場合、即座に対応できる体制を整えます。ワクチン接種後は担当職員が15分から30分の経過観察を行います。アナフィラキシーなどが発生した場合は接種担当の医師が対応するとともに、町消防本部に救急要請することとしております。また、高見島、佐柳島の両診療所につきましては、救急薬品は既に配備されておりますが、救急搬送が必要な場合は、海上タクシーでの搬送を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

今現在、昨日の夜、またアナフィラキシーショックで5人がショックになり、合計で8例目となりましたというニュースを見ました。いずれも投薬をし、今改善しております。そのうち2人は経過観察で入院という報道がございまして、8例とも全て女性であるということを聞きました。今は厚生労働省の方で因果関係などを調査しているとの報道がありました。これもすぐ対応すれば、5分から30分ぐらいの間を経過観察を行うということで、医師も対応ということで、消防本部にもきちんと連絡を取れる、また島の方でもきちんと救急の想定ができてるということで、よろしくお願いいたします。これも受付のところで問診票のチェックをする時に、やはりアナフィラキシーショックなど、持病の方でもそうですけど、そういったことをきちんと聞き出すというか、その辺がすごく大事やなって、このように思いました。

次に、5点目の質問に入ります。

5点目です、予約システムなどの整備について、これは予防接種台帳システム改善のことです。これについて伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の予約システムなどの整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町が使用しております予防接種台帳システムにつきましては、コロナワクチンの接種歴を管理するためのシステム改修は既に完了しております。3月22日に開設するコールセンターが始動しましたら、町民の予約を受け付け、該当システムに入力し、予約管理及び台帳作成を行います。なお、国の方針で今回のワクチン接種についてはマイナンバーとの連携を実施することとなっており、現在、中讃広域行政事務組合においてシステム改修を行っており、4月中旬までには完了する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございます。

前の総務委員会の方で課長がご答弁なさいました、コールセンターを3回線設けるということでございました。コールセンターとそれと相談窓口の違いをお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

コールセンターは、まず第1の窓口として電話を受け付けます。当然、予約をそこで行うのですけれども、その中で色々なワクチンに対する不安であったり、接種に対する相談につきましては、すぐ隣の部屋におります保健師の

方に電話を転送して相談を受け付けるようになっております。まずはコールセンターの方にお電話をいただき、相談事であるようであれば、専門の保健師が対応することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

分かりました。有難うございます。

6 番目の質問です。

相談窓口体制についてお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の相談窓口体制についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ワクチン接種に関する一般的な相談につきましては、町保健センターを相談窓口としておりますが、接種後の副反応に係る相談といった町では対応が困難な専門的な相談につきましては、県が3月中旬に設置予定の新型コロナウイルスワクチン接種専門相談コールセンター、仮称でございますが、これをご案内することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

次の質問に入ります。

7 番目でございます。医師会等との協力体制（医師、看護師、事務など、人材確保など）についてお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の医師会等との協力体制についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国からコロナワクチン接種の方針が示された当初から多度津地区医師会と連携し、協議してまいりました。個別接種につきましては、当該医師会に加入する全ての医療機関にご協力いただくことになっており、集団接種についても交代で従事していただくだけでなく、看護師の派遣もしていただけることになっており、大変感謝いたしております。集団接種会場では、予診票のチェックなど専門知識を必要とする事務に関しましては町保健師が担当し、受付や誘導、接種後の経過観察については町職員が従事することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。

個別接種する医療機関でございますが、通常診療とそれからワクチン接種の業務が両立になります。この辺のところは大丈夫なのでしょうか、お伺い

たします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

個別接種の医療機関につきましては、いつスタートするかというのはまだはっきりしておりませんが、それぞれの医療機関において接種可能となる曜日、時間が異なりますので、今後各医療機関に聞き取り調査を行いまして、1週間のうちに何曜日の何時から接種可能かということを一覧にしまして、コールセンターで受け付けた時に個別にご案内をすることにいたしております。今後、医療機関それぞれの都合に合わせまして、できるだけ多くの方に受けていただけるような体制を整備してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

まだ分からないということでございますので、よろしくお願いをいたします。集団接種の場合、これは健康センターにて行うということでございますが、その時の接種の時間帯というのがお決まりでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

4月12日の週は4月12日、1日のみ、午後の3時間を予定しております。その後、ワクチンの供給が次の週もなされることでありましたら、翌週からは水、土の午後3時間ずつと日曜日の午前3時間、午後3時間を考えております。午前は8時半から11時半、午後は13時から16時を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

次は、8番目の質問に入ります。

8番目は、ワクチンなどの管理についてお伺いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員のワクチンなどの管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国から県を通して配分されるワクチン等については、ワクチン接種円滑化システム、V－S Y Sと申しますが、これにより国、都道府県、市町村、ワクチン卸業者、予防接種を行う医療機関で一元的に管理されております。このシステムによりワクチンの在庫や発注量を正確に把握でき、接種実績や進捗率なども正確に把握することができるようになっております。また、県から町へ搬送されたワクチンの接種までの管理につきましては、国から割り当てられた2台のディープフリーザーを設置する保健センターと加藤病院におい

て超低温保存され、その後、町内の医療機関に事前に予約された数量に小分けをし、町の責任の下、職員により搬送することとしております。今回接種されるファイザー社のワクチンは、保存方法や解凍から接種までの時間が制限されているなど、非常に扱いが難しいとされておりますので、ワクチンを無駄にすることのないよう、慎重に管理してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

これは1本当たり5回接種でございますね。それで、前の委員会でのご答弁は1日当たり30人予定しているとお伺いいたしますが、それでよろしいのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

1時間当たり30人、これは医師1人当たりでございます。医師2人で対応することとなっておりますので、2人で1回3時間で180人を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございます。

続きまして、9番の質問です。

島嶼部のワクチン接種についてお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の島嶼部のワクチン接種についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、高見島、佐柳島の両診療所においても個別接種の指定医療機関としております。診療所での接種についても、町内医療機関と同じく完全予約制といたしております。島民の皆様には診療所だけでなく、町内の医療機関を選択されることも可能であり、町が設置するコールセンターでの予約時に接種を希望される医療機関を選択していただくこととなります。診療所へは予約数に応じてワクチンを搬送いたしますが、島までの搬送につきましては、診療所の看護師に協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

完全予約制ということで、やはり無駄があつてはいけないので、その辺も難しいことだと思っております。よろしくお伺いいたします。

最後の10番目の質問です。

このコロナワクチン接種について、広報、またチラシ配布についてのお考えをお聞きいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の広報、チラシ配布についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ワクチン接種に関する広報、周知につきましては、町ホームページや自治会回覧等を通じて広く情報発信しております。しかしながら、高齢者の中にはホームページをご覧いただくことが難しい方もおられますことから、町内の医療機関及び各地区公民館やさくらプールなどの公共施設など、高齢者が利用される施設においてチラシを掲示していただいております。周知内容につきましては、いまだ国からの情報が二転三転しており、不確定な部分もございますので、新しい情報が入り次第、掲載内容を変更し、随時更新しております。今後も色々な機会を捉え、町民の皆様に広く周知し、多くの方が安心して接種していただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

やはりこのワクチンがいつ、どのくらい届くのかという、これがなかなか予測が難しいので、これに尽きるかなと思っておりますけど注視をしていきたいと思えます。

最後になりますが、ワクチンの有効性や安全性に関する周知のほか、副反応に関する速やかな周知や専門家の評価と情報提供が大事であると考えます。また、希望する人が安心して接種を受けられるよう、正確な情報を迅速に、丁寧にお届けすることが大切でございます。ネット上でのデマ情報、コロナワクチン接種を悪用した電話等に惑わされないよう、相談窓口の利用も活用してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。これは要望でございます。

それでは、2点目の質問に入ります。

2点目は、ロタワクチンの接種の周知、啓発についてお伺いいたします。

乳幼児の重い胃腸炎を予防するロタウイルスワクチンが、昨年10月から予防接種法に基づいて定期接種となりました。昨年8月1日以降に生まれたゼロ歳児の接種費用が原則無料化されました。ロタウイルス感染による胃腸炎は、下痢、嘔吐、発熱、腹痛などを引き起こし、ほぼ全ての子供が5歳までに感染すると言われています。ロタウイルスワクチンは、従来希望者が自己負担で受ける任意接種で約2万円から3万円前後かかっていました。

そこで質問いたします。

1番目、本町において、ロタワクチン接種の実施状況についてお伺いいたし

ます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の本町におけるロタワクチン予防接種の実施状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ロタウイルスワクチンは生後2か月から接種対象となります。このワクチンは経口投与によって接種され、2回ないしは3回の投与が必要となっております。本町におけるロタワクチン接種の対象者は、2月末現在57名であり、そのうち接種された方は実人数で34名、延べ67名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ロタワクチンは2回と3回の経口ワクチン、口から投与します。それで、本町の場合は2回か3回かどちらでしょうか、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

ロタワクチンの接種2回、若しくは3回、どちらかというご質問でございますが、これはワクチンによって決まっている回数でございます。ロタワクチンには2種類ありまして、それぞれ2回必要なものと3回必要なものとなっております。医療機関がどちらのワクチンを使われているかによって変わってまいりますので、子供に関連して変わるということではなくて、ワクチンの種類によって変わってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

そして、このロタワクチンは2か月から接種ができますが、他の乳幼児の予防接種は色々あります、ヒブとか4種混合、肺炎球菌とか、そういったワクチンを2か月から同時に接種が可能なワクチンについてお伺いいたします。

どういう種類のワクチンを一緒にできるかという質問でございます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

同時にできる予防接種につきましては、手持ちに資料がありませんが、同時にできるもの、できないものというものにつきましては保健センターの保健師がそれぞれ色々な機会を通してお知らせをすることにしておりますし、今、電子母子手帳というのを採用しております。ここでお子様の接種の履歴を管理することができますので、それと併せてできる接種可能なワクチン、予防接種というのをお知らせするようなシステムもありますので、そのようなのを活用していただいて、それぞれ選択していただけるようになって

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次、2点目でございます。

ロタワクチンについての周知、啓発についてお伺いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の周知、啓発についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町広報紙や町ホームページへの掲載及びメール配信、電子母子手帳により広く周知、啓発するとともに、このワクチンが生後2か月から接種可能であるため、出産後のご家庭を助産師、または保健師が訪問するこんにちは赤ちゃん事業において訪問時にワクチン接種について説明をさせていただいております。その他、乳幼児健診や各種イベントなどの機会を捉え、周知に努めております。また、接種対象となる乳幼児の保護者に対しまして、接種可能月齢に合わせて予診票を送付し、接種勧奨をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどご答弁いただきました乳児健診とか各種イベントもこのコロナ禍の中において、健診が多分減少されてるのかなと予想をしておりますし、各種イベントもコロナ禍の中において中止ということが多うございますので、またそういうことで訪問時とかしっかり感染対策をして、それからこういうことをまた普及啓発をしていただきたいと思っております。これは要望でございます。

以上をもちまして11番 隅岡 美子の一般質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子 議員の質問を終わります。

ここで昼食に入りたいと思いますので、再開を1時といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、13番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は令和3年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、①コロナ禍の下での感染症対策及び大災害への備えと対応について、②コロナ危機による国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の据置きについての2点を町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し質問をいたします。

まず最初に、コロナ禍の下での感染症対策及び大災害への備えと対応についてであります。

震災は忘れた頃にやってくるのではなく、今現在では震災は忘れる間もなくやってくるということに変わってきております。今年3月11日で東日本大震災が起こってから10年目の節目を迎えます。しかし、先月の2月13日、土曜日午後11時7分頃、福島県沖を震源とする震度6強の激しい地震があり、住宅被害が福島、宮城、山形の3県で一部損壊など、1,700棟以上の大被害を出したことはつい最近の新しい震災であります。3・11をはじめとして大災害の時代、大地動乱の時代、活動期に入った地震列島という表現が相応しい21世紀であり、今自分は生きているということを改めて自覚し、災害研究を本格的に行うことが極めて重要ではないのかと思います。

ちなみに、地震では1993年の北海道南西沖地震、つまり奥尻島の津波、そして1995年1月17日の阪神・淡路大震災、これによって6,700人余りの犠牲者を出しました。また、2004年の中越地震、そして2011年3月11日の東日本大震災、2014年の御嶽山の噴火、2016年4月14日の熊本・大分地震、鳥取県中部地震、2018年大阪府北部地震、北海道胆振東部地震の災害の発生などであり、このように地殻変動が活発化することに伴う地震、噴火、津波災害が頻発するようになってきております。とりわけ東日本大震災では、地震災害に加え、沿岸部での津波災害、さらに福島第一原発事故に伴う原子力災害が発生し、戦後最大の犠牲者を出しました。福島第一原発事故は地震災害に伴う人類史上最大の惨事とも言われ、放射能汚染がひどい地域では今もふるさとに帰ることができない状態が続いております。災害は、自然現象が人間社会と接触するところで、物的、人的被害を人間社会にもたらしております。従って、地表にある施設が大規模化、複雑化、高度化するにつれて二次災害あるいは風評被害が拡大し、地域社会の復興、再生を遅らせたり、止めてしまうことになり、その典型が原発事故であると言えます。

さらに、大規模水害、土砂災害が毎年のように日本各地を襲い、多大な人的、物的被害をもたらしております。近年だけ見ても、2014年の広島土砂災害、2015年の関東・東北豪雨、つまり鬼怒川の氾濫でございます。また、2016年の岩手豪雨、2017年の九州北部豪雨、2018年の7月豪雨、これは倉敷市真備町をはじめ、広域災害の発生をしたところでございます。そして、2019年

台風19号、これは千葉県などでの甚大な風水被害が起こっております。また、2020年九州豪雨、これは熊本、大分県の大水害など、ほぼ毎年多大な人的、物的被害が出ており、局地的水害は枚挙に暇がないほどでございます。これらの風水害の増加傾向は、グローバルな規模での開発と都市化の進行による地球温暖化現象と深い関係があると指摘されております。また、日本近海の海水温の高まりによって強い台風の発生数が増える傾向にあり、それらが勢力を保ったまま日本列島を直撃する確率が高まっていることは調査、報告、提言、シンポジウムで度々指摘されてきたことであります。そして、最近の風水害、土砂災害、雪害の激甚化と大災害の時代として今や歴史的に捉えることが必要であり、いつ、どこで、どのような自然災害が起きても不思議ではなく、どの地域も被災地になり得るのであります。今後30年のうちに南海トラフに起因するマグニチュード7以上の巨大地震が東海地方から関西、四国、九州を襲う確率は7割、また同じく首都直下型地震も7割の確率で起こり得るとされております。従って、それほど時間的余裕はないと言えます。この点を踏まえれば、今後起こり得る災害に備えた事前復興や防災・減災まちづくりが必要であると思われれます。

そこで、お尋ねいたします。

第1点目に、令和3年度での防災・減災予算はどれぐらいで、どのようなになっているのかをお尋ねいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のコロナ禍の下での感染症対策及び大災害への備えと対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の令和3年度での防災・減災予算はどれぐらいで、どのようなになっているのかについて答弁をさせていただきます。

令和3年度の防災に関する予算は、水防費728万円、防災費1,544万6,000円でございます。水防費は、出水期等の水防に要する経費で、水防時の職員手当、土のう作成に必要な袋、砂等の購入費、内水排除のためのエンジンポンプ等の点検や燃料費等を計上しております。防災費は、防災全般に関したものであり、各避難所における備蓄品の整備、自主防災組織への防災資機材助成に係る購入費、防災行政無線点検等の保守管理費や防災訓練の開催等の防災意識高揚のために要する経費を計上しております。また、防災に関連する予算として、桜川排水機場におけるポンプ施設の修繕費に4,050万円、白方漁協における高潮対策として護岸整備等に5,850万円を計上しており、引き続き住民の生命と財産を守るため、必要な措置を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます、その他のご質問につきましては各担当課長より答弁をさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目、3点目、4点目を質問いたします。

2点目には、避難行動要支援者、つまり災害時に自力で避難するのが困難な人の名簿作成はしているのか。また、町の要支援者数は現在何名なのか。

3点目には、要支援者に対する一人一人の避難方法の個別策定はしているのか。

4点目には、ストレッチャーなどの移動手段と人員の確保は来年度されているのか、お尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員のご質問の2点目の避難行動要支援者の名簿作成はしているのか、また町の要支援者数は現在何名なのか、3点目の要支援者に対する一人一人の避難方法の個別策定はしているのか、4点目のストレッチャーなどの移動手段と人員の確保は今年度されているのかにつきましては関連がございますので、まとめて答弁をさせていただきます。

市町村長には災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者、避難行動要支援者に関する事項を記載し、または記録しておく避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。現行の多度津町地域防災計画では、1、75歳以上の世帯に属する者のうち自力避難ができない者、2、75歳以上の独り暮らしの者で自力避難ができない者、3、身体障害者手帳1・2級を所持する者、4、療育手帳○A、Aを所持する者、5、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、6、要介護認定3以上の者、7、町の生活支援を受けている難病患者などの要件を定めており、これらの要件に基づき、避難行動要支援者が具体的に何名いるかを把握するために高齢者保険課が持つ介護保険データ及び健康福祉課が持つ障害者データから対象者を抽出した結果、昨年12月1日現在でこれらの要件のいずれかに該当する方は2,094名でした。しかしながら、この数が他の市町と比較して多いことから、関係課で協議した結果、抽出要件を見直すこととし、多度津町防災会議において、この見直しに係る地域防災計画の修正の承認を得られるよう今月末の開催に向け、準備を進めております。

避難行動要支援者名簿につきましては、同法第49条の11第3項に基づき、災害が発生した後に避難支援に関わる消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援に関わる関係者、いわゆる避難支援等関係者に同意の有無に関わらず提供ができるものとなっております。しかし、この名簿を災害が起こってから関係者に提供することは極めて困難であることから、災害が起こる前に、つまり平常時から事前提供してお

くことで、日頃から避難行動要支援者の存在を認知できることはもちろん、避難経路等のシミュレーションも可能となることで、災害が起こった時に迅速かつ円滑な避難に繋がると考えております。

一方、現在の避難行動要支援者名簿は単なる要件を満たすと思われる対象者の名簿であることから、今後真に避難支援を必要とする該当者を本人あるいは家族への希望調査等を通じて把握し、改めて作成する避難行動要支援者名簿に登載した上で、一人一人の個別避難支援計画を策定していく作業が必要となります。そのため、これら一連の作業を開始する前段で、避難支援等関係者の方々への事前周知のために本制度に関する説明を進める予定としております。また、町広報紙やホームページでの周知に加え、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染症の影響下ではございますが、感染予防対策を講じながら可能な限り様々な会合などの機会を活用して、広く町民の皆様にも本制度に関するご理解とご協力を求めてまいりたいと考えております。

なお、避難行動要支援者名簿の作成とそれに基づく個別避難支援計画の策定につきましては、要支援者自身による自助及び家族や友人、また近隣住民の協力による互助、共助を基本として実施することから、避難支援と関係者自らの安全が確保できた上で、それぞれが保有する物的支援や人的資源の可能な範囲の中で行っていただく相互扶助の取組であるということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

5点目に、災害発生時に町が独自に非常時での緊急事態管理課の設置や疾病、感染症管理課を設立し、機動的な災害現場や感染現場での対応組織の設立が必要だと思うがどうか、お尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

災害発生時に町が独自に非常時での緊急事態管理課の設置や疾病、感染症管理課を設立し、機動的な災害現場や感染現場での対応組織の設立が必要だと思うがどうかの質問に答弁をさせていただきます。

災害発生時には、多度津町地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施することを定めております。災害対策本部は、総務班、機動施設班、救護班、生活支援班、救助班で組織し、各班は班固有の所掌事務に関係する課などで構成しております。議員ご質問の緊急事態管理課や感染症管理課を設置した場合に想定される事務、緊急事態における情報の集約やその対応方針の決定、被災地や避難所での感染症への対応などにつきましては、災害対策本部に設置する各班により対応することとしております。具体的には、総務班において災害対策本部の運営や対応方針の決定などの全般

的な事務を所掌し、その決定された方針に基づき各班が所掌事務を行うこととしており、感染症対策につきましては救護班において必要な措置を講じることとなります。災害発生時に新たな組織を構築するのではなく、あらかじめ定めている地域防災計画に基づき、災害からの復旧及び迅速な復興を目標に所掌事務を適切に実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目を質問いたします。

町の指定避難所12か所でのパーティション、プライバシー確保、感染予防対策を取れば、各避難所の収容人員はどのぐらいになり、合計何名になるのかお尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

6点目の町指定避難所12か所でのパーティション、プライバシー確保、感染予防対策を取れば、各避難所の収容人員はどのぐらいになり、計何名になるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町が指定している指定避難所12か所の想定収容人数は1人当たり3.3平方メートルとして各施設の延べ床面積から算出しており、その合計は6,261人でございます。この延べ床面積から現在整備を進めておりますパーティションの面積が約4.5平方メートルであることから、新型コロナウイルス感染症対策を施した中での1人当たりの面積として算出した場合の収容人数の合計は4,586人分となります。しかし、県の避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針において、世帯間でおおむね2メートル以上の間隔を確保することが示されておりますが、先ほど申し上げましたパーティションを同一世帯の複数人で使用した場合には、実際の収容人数は4,586人より多くなるものと考えております。県の地震、津波被害想定で示されております本町の最大想定避難者数は4,200人であることから、想定される避難者につきましては収容することが可能と考えておりますが、不測の事態などにも対応するため、避難の基本的な考え方や内閣府が推奨しております知人や親戚宅などへの分散避難などについてホームページ等で周知しているところでございます。新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難について、引き続き普及啓発を図ってまいることが申し上げて答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ここで再質問をいたします。

自助、共助、公助の言葉の多用が特に防災活動の現場で使われている訳でございます。そこで、我が町でも地滑り、津波、地震、土砂災害、ため池の決壊、河川の氾濫など、複合災害時での避難人員は想定しているのか。また、

想定しているとすれば、避難所での収容場所が不足すると思われるがどうか。先ほどの答弁では、5分の1程度の人員しか収容できないということでございますので、この点についてお尋ねいたします。

総務課長（神原 宏一）

再質問に答弁させていただきます。

先ほど尾崎議員が申された複合的にそういった災害が起こった場合の想定避難者数については、そこまでの想定はしておりません。先ほど申し上げました県が示しております4,200人を基準として避難所の収容等を考えております。想定人数を超えた場合の避難者の対応について、そういった点につきましては早急に対応する内容について詰めていかなければいけない、今後の課題であると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

実は、私たちは津波の被害に遭った陸前高田市に9年前、災害が起きて1年後に行ってまいりました。そこでは非常に悲惨な状況を目の前にしました。その当時、このように今、額縁に入っておりますが、この陸前高田市のハンカチというんですか、記章をもらっております。これは陸前高田の松林、7万本の木の中でただ1本だけ生き残る大津波にも負けないで陸前高田の松の木は命を繋ぐ希望の木ということでございます。当時は生きておった訳でございますが、その後、1年もして枯れて、今は樹脂で1本残っている訳でございます。このように私たちは災害後の跡を目の当たりにしました。そして、当時2つの山を切り崩して、全部埋め立てておりました。ですから、災害が全部6メートルほど山の土で嵩上げして、一番高いところで12メートルということで埋め立てておりました。それを目の前にしておりますから、私たちはやっぱり最悪のことを考えなければいけないんじゃないかということのを心に、肝に銘じて訴えたいと思います。

次に、7番目をお尋ねいたします。

体育館のエアコン整備などにも使える緊急防災・減災事業債充当率100%、交付税措置率70%が25年度まで延長され、対象も拡大するので町の未整備体育館での利活用はあるのか、お尋ねいたします。また、幼稚園、保育所の水道蛇口をコロナ対策で自動栓に今年度取り替えるのかどうか、これについてもお尋ねいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の緊急防災・減災事業債を活用した体育館へのエアコン設置及び幼稚園、保育園の水道蛇口をコロナ対策で自動栓への取り替えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の小・中学校の体育館及び町民体育館のいずれの体育館にも空調設備は設置しておりません。最近では近隣市町においても空調設備を設置した体育館が整備されてきたことから、防災対策もさることながら、教育施設としても有用と考えております。しかしながら、空調設備設置につきましては緊急防災・減災事業債のような有利な起債を活用できますが、事業費の全てを賄うことはできないことから、財政状況を勘案し、関係部局と協議しながら設置について検討してまいろうと考えております。

続いて、幼稚園の水道蛇口をコロナ対策で自動栓へ取り替えることについてですが、現在幼稚園の水道の蛇口につきましては幼児の力でも簡単に開け閉めができるような蛇口を設置しております。この蛇口は接触の少ないタイプの蛇口ですので、コロナ感染症対策でも効果があると考えております。現在のところは自動栓の設置については考えておりませんが、必要かどうかも含め、幼稚園と協議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

そこで、再質問をいたします。

実は昨年度は非常に記録的な暑さの中での避難所となっている体育館でございます。せめて私は体育館でも優先的にこの冷房装置を導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、空調設備の設置につきましては近隣の市町につきましても防災対策にとっても有用と、教育委員会でも考えてございます。先ほども申し上げましたが、事業費の全てを緊急防災・減災事業債では賄うことができません。話によりますと、小・中学校クラスの体育館であると約1億円必要だと聞いてございます。そういったこともございますので、財政状況を勘案しながら関係部局と協議しながら、また設置について検討の方をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

命と暮らしを守るということを今後最優先して、是非実現をしていただきたいと思います。

次に、コロナ危機による国保料、後期高齢者医療、介護保険料の据置きについてであります。

新型コロナ第3波の収束が不透明な下で中小、小規模事業者や生活困窮者の支援が急がれております。依然として新型コロナウイルス感染症が蔓延し、

経済や町民生活に大きな影響を及ぼしていることや令和３年度の保険税率を引き上げるとは被保険者の理解が得られないと思われます。また、コロナ禍で国保加入者の所得が下がり、生活が厳しい中で国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は上げられないと全国の市町村は苦慮しており、国もコロナ対応として国保の傷病手当を９月まで実施し、今期と同様に減免を行う方向で検討中と聞いております。しかし一方で、第２期国保運営方針の改定はコロナ禍でも立ち止まることなく進められ、統一保険料率の実現、一般会計から繰り入れている自治体は2014年から５年間で３分の１に減り、国保料税の引上げで加入者の負担が増えているとのことであります。

そこで、お尋ねいたします。

１点目に、来年度における国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の改定はあるのかどうか。あるとすれば、幾らになるのかということをお尋ねいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の令和３年度における国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の改定の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料につきましては、令和３年度において率の改定はございません。介護保険料につきましては、今回議案として審議をお願いしていますように改定がございます。第１号被保険者の基準額は、平成30年度から令和２年度までは年額７万200円、月額5,850円でしたが、令和３年度から令和５年度までの第８期分、年額７万3,200円、月額6,100円を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、２点目に来年度はせめてこのような保険料を据置きをすべきと思いますが、どうか、お尋ねいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の令和３年度における国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の据置きについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和３年度において、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の率については令和２年度と変更はございません。介護保険料については団塊の世代が75歳以上になる令和７年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度までの人口、高齢化率、認定率、介護サービス見込み量、給付、保険料の推計をし、算出いたしました。今回、介護保険料を据え置くことで第９期以降、急激な保険料の増額は住民にとって好ましくないと考えられますので、ご理解をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免措置について、来年度以降は現時点において未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、市町村国保が2018年度に都道府県化へ実施されました、都道府県が標準保険料率を示して、市町村の値上げを推進する仕組みが作られました。また、都道府県内の保険料統一、つまり保険料水準の平準化ですが、これを位置づける改定案が今国会に提出をされ、さらに法定外の一般会計からの繰入れ等の解消に関する規定も明記された訳でございます。また、年金は21年度に年金改定が行われ、0.1%のマイナス改定となる訳でございます。このようなことから、この据置きが妥当であると思いますし、町民の皆さん方の負担が重くなるということで強く据え置くことを要望して、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

次に、6番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和3年第1回3月議会の一般質問を一問一答方式で行います。

1点目は、令和3年度施政方針についての中からです。

重点施策の1点目の中で新たな取組として、新婚世帯に対し新生活の円滑なスタートアップを支援するとありますが、具体的にどのような支援をするのか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の令和3年度施政方針における新婚世帯に対するスタートアップ支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

具体的な支援につきましては、新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る住居費や引っ越し費用の一部について補助を行う多度津町結婚新生活支援事業を国の交付金を活用して、来年度から実施する予定でございます。本事業は、少子化対策の強化や婚姻に伴う経済的不安の軽減を図ることを目的としており、内閣府の地域少子化対策推進事業における結婚新生活支援事業として実施するものでございます。国の補助事業につきましては、以前より実施されておりましたが、事業内容は夫婦の年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の新婚世帯を対象に30万円を上限として補助を行うものであり、補助要件が厳しく、住民の補助事業の利用が見込めないため、本町におきまして

は事業を実施しておりませんでした。しかしながら、来年度から国における新婚世帯の夫婦の年齢や所得要件が緩和され、補助上限金額についても引き上げられたこと、また、これまで事業費の2分の1であった国の交付金の補助率が3分の2となったことを踏まえ、本町におきましても来年度より新婚世帯に対するスタートアップ支援の実施を予定しております。

本支援につきましては、補助対象世帯を夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯所得が400万円未満の新規に婚姻した世帯で、夫婦の双方または一方が多度津町に住民登録を有しているなどの要件を満たす世帯を予定しております。また、補助金額につきましては、夫婦いずれもの年齢が婚姻届が受理された時点で29歳以下の場合は1世帯当たり60万円を上限とし、夫婦いずれもの年齢が婚姻届が受理された時点で39歳以下の場合は1世帯当たり30万円を上限とする予定でございます。なお、本事業に対する来年度の歳出予算額は300万円、歳入予算額は事業費の3分の2の200万円を計上いたしております。今後、本事業の補助要綱を定め、本年4月1日より事業を実施する予定であり、新婚世帯が円滑に新生活を始められるよう支援をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問をさせていただきます。

この300万円という金額を算出した根拠をお願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本支援の事業費300万円につきましては、本町における過去3年間の婚姻件数を基に算出しております。本町の過去3年間の婚姻件数につきましては、平成29年度は76件、平成30年度は79件、令和元年度は81件となっており、これを基に令和元年度人口動態統計の調査結果から、本事業における新婚世帯の夫婦の年齢要件を満たした世帯と令和元年度国民生活基礎調査の調査結果から、所得要件を満たした世帯の数を算出すると、本事業の申請件数は夫婦いずれもの年齢が29歳以下の世帯が18件、夫婦いずれもの年齢が39歳以下の世帯が3件となります。この算出した件数から、婚姻に伴い、住居費や引っ越し費用の負担が生じる世帯などの要件を満たす世帯を算出するに当たり、既に旧制度を活用して支援を行っている市町における年間申請件数を参考にいたしますと本町では2～3件と少ない申請件数になると思われます。しかしながら、来年度からは対象世帯の要件が緩和されることを踏まえて、本町の来年度の申請件数を夫婦いずれもの年齢が29歳以下であり、補助上限額が60万円である世帯が4件、夫婦いずれもの年齢が39歳以下であり、補助上限額

が30万円である世帯が2件とし、合計6世帯分、300万円の予算を計上いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再々質問になります。

400万円という所得制限がありますが、これは総支給額の400万円か、税金に係るべき金額か、どちらかお知らせ下さい。課税標準額か。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再々質問に答弁をさせていただきます。

私も長い間公務員をしているのですが、なかなかこういうところは不得意なところですので、ちょっと簡単に説明をさせていただきます。この補助に關します所得と言いますのは、収入、総支給額と言いましょうか、それから経費を引いたものを所得といたしております。また、それから税金等を引かれた手取りとはまた別のものがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

次の再々再質問、この婚姻届を受理するのが多分住民課かなと思います。この補助制度があるのを周知するような考えはあるのでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再々再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こういう新しい制度ですので皆さんに知っていただくのは、非常に重要なことと私どもも思っております。ただし、まだ議会中でありまして、本予算が通りましたら要綱を設置して、町民の皆さんに周知を徹底したいと思っております。もちろん、住民環境課長の方にもお願い申し上げ、色々ご協力を願おうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。新しい制度なんで、多分知らない人が多々あると思うんで、予算が通りましたら周知の方法をよろしくお願ひします。

2点目、重点施策の3点目にある多度津駅周辺開発整備の中でコンパクトシティの推進と地域活性化に資する事業に取り組むとありますが、具体的に内容をお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員のコンパクトシティの推進と地域活性化に資する事業への取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のコンパクトシティの推進と地域活性化に資する事業につきましては、現在、多度津駅周辺地区都市再生整備計画を平成29年度に策定し、平成30年度から令和4年度の5か年計画で多度津駅周辺を中心としたコンパクトシティの推進と交流促進や賑わいの創出による地域活性化に有効と考えられる様々な種類の事業を組み合わせ実施することとしております。また、多度津駅周辺の活性化に関する条例に基づき、昨年3月に議会の議決を経て策定した多度津駅周辺開発整備等推進計画の中で示されております整備方針や活性化策などの方向性を踏まえながら、国の補助の下、それらの多度津駅周辺都市再生整備計画事業を進めているところでございます。現時点における主な事業といたしましては、新庁舎と合築する地域交流センターの整備事業、町道206号線及び町道255号線などの駅周辺の道路改良事業、また先日供用を開始いたしました幸見通り跨線橋昇降施設整備事業、駐輪場を含む東西の駅前広場整備などの事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の中での色んな事業を進めているという中で、事業の中でも、ああ、これはやらないかんという事業には私は賛成しますが、それ以外の、これはまだどっちでもええんでないかなという事業に関しましては、また相談というか、議員の方で話し合って答えを出していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

3点目、主要施策の基本政策の1点目の中で、ひきこもり支援で支援対象者の実態やニーズの把握など、当事者にきめ細やかに寄り添うための多度津独自の相談窓口を開設するとありますが、何課に設けますか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

松岡議員のひきこもり支援の相談窓口は何課に設けるかのご質問に答弁をさせていただきます。

ひきこもり支援につきましては、健康福祉課福祉係が所管しており、相談窓口は健康福祉課となります。以前より、ひきこもりに関する相談に対応してまいりましたが、行政だけでは不十分でありました。そこで、今年度深刻化するひきこもり問題に対し、家族支援はもとより当事者本人への支援を強化するため、町内関係機関で構成する多度津町ひきこもりサポート会議、通称T H S会議を立ち上げ、町が窓口になり、専門的な相談や支援についてはT H S会議の構成機関に繋ぎ、きめ細やかな支援を行うことといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問になりますが、このひきこもり件数、どれぐらいあるのですか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

松岡議員の再質問にお答えいたします。

町内のひきこもりが実際何人いるかっていう実数は把握できておりませんが、あくまでも統計による推計になりますが、昨年12月に中讃圏域の精神保健福祉関係ネットワーク会議というところで県が発表した数字によりますと、全国推計数から推計いたしますと、ひきこもりでも狭い範囲で部屋から出ない、家から出ないというものから、広い意味、自分の興味のあることは外に出られる、しかしながら普段は家に引き籠もっているという広い意味も全部含めまして、15歳から64歳までではありますが、多度津町の人口から推計されますと193名という数字が出ております。しかしながら、ひきこもりも高齢化しておりますので、65歳以上のひきこもりが今深刻化しておりますので、もしかしたら300人以上いらっしゃるかもしれませんが、あくまでも人口推計による統計から導き出した数字でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今課長が言われたように、正確な数字は分からないという話でしたが、本当にたくさんおります。これもその家庭によったら、恥になるから表に出さないという家庭もあります。ひきこもりということで年がいった若い人もおりますし、今言うた高齢者もおります。これはもう近所の皆さんが、何とか助け合うて、そんな人に支援を行っていったらいいのではないかなと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

基本政策の2点目の中で、合併処理浄化槽の普及促進についてであります。この制度を始めてからある程度の年数がたっていますが、補助金の見直しは考えていますか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の合併浄化槽の普及促進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

浄化槽設置整備事業補助金の制度につきましては、平成10年度から始まり、現在23年目を迎えております。本事業は、公共下水道事業計画区域を除く地域を対象に、生活排水による水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に対し、設置費用の一部を補助するものであり、5人槽を設置する場合は33万2,000円、7人槽を設置する場合は41万4,000円、10人槽を設置する場合は54万8,000円を補助しております。過去の実績として、ピーク時には平成13年度に81件ありましたが、その後公共下水道事業計画区域の拡大により、過去5年間で平成27年度が55件、平成28年度が56件、平成29年度が53件、平

成30年度が45件、令和元年度が33件となっており、徐々に減少しておりますが、下水道事業計画区域外において単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽に転換されていない方がいること、補助金制度について相談や申請があることから、今後も浄化槽設置整備事業補助金は必要と考えております。また、補助金額については、国の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び県の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で補助金額が定められており、本町も浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、国と県の改定がない間は補助金事業を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

続きまして、第5点目の町営住宅の整備充実についてですが、新規入居者の考えは考慮していますか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の町営住宅の整備充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の町営住宅については、最後に建設してから20年以上経過しているため、多度津町町営住宅長寿命化計画に基づき、適正な維持管理及び計画的な建て替え事業を推進しているところであります。しかし、維持管理につきましては、外壁改修や防水工事などの外観工事と日常的な維持、修繕にとどまり、室内設備の更新が進んでいないのが現状であります。そのため、電気設備や給水設備などが建設当時の状態であり、新規入居者のニーズに合った設備となっていない箇所があると考えております。特に若年層のニーズは年々変化しているため、時代に沿った設備となっていないと思われます。しかしながら、町営住宅は住宅に困窮している低所得者向けの住宅であるため、生活する上で必要不可欠な設備しか整備することができないのが現状であります。今後、維持管理を行う町営住宅につきましては、外観工事が完了した場合に順次新規入居者のニーズに合った設備整備について検討を行い、また建て替えを行う町営住宅につきましても先進自治体を参照し、新規入居者のニーズに合った町営住宅の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

町営住宅は古い町営住宅もたくさんあります、新しいのもありますが、町への移住・定住を考えた場合、若者向けの町営住宅もあっていいんじゃないかなという気持ちであります。これは若者向けの町営住宅をお願いしますという要望であります。

次、入札予定価格の公表についてであります。

多度津町においては入札書比較価格が非公表になっていますが、このメリット、デメリットをお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の入札予定価格の公表のメリット、デメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱別表の規定に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の委託業務の全ての入札案件について予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後に公表しているところでございます。予定価格を入札執行前ではなく、入札執行後に公表すること、いわゆる予定価格の事後公表のメリットとしましては、国の指針や地方公共団体等への要請文書にもありますように、低価格での落札が見込めること、予定価格に影響されない事業者の適切な見積りが期待でき、真の技術力、経営力による競争を確保できること、そして入札談合が容易に行われにくいことなどが挙げられます。また、予定価格の事後公表のデメリットにつきましては、予定価格をはじめとする入札情報の漏えいの懸念がございますが、入札執行部局及び発注担当部局における守秘義務の遵守を徹底していることから、特に問題はないものと考えております。今後につきましても、入札及び契約のより一層の適正化を図り、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保や公正な競争の促進等に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

あとでまとめて再質問をさせていただきますが、香川県内において非公表の自治体はほかにありますか、お伺いします。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の県内自治体の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国や県、市町等で構成されております四国地方公共工事品質確保推進協議会が取りまとめて公表しております各自治体の実施状況によりますと、香川県を含め、18自治体のうち、予定価格を事後公表している自治体は建設工事につきましては本町のほか8自治体、建設工事に伴う委託業務につきましては本町のほか11自治体となっており、半数以上の自治体が予定価格の公表時期を入札執行後としております。その他の自治体につきましては、事前公表としている、または事前公表と事後公表を併用しているなどの自治体となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、課長の方から県内自治体の話がありましたが、中讃土木事務所管内においてはどうでしょうか。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

工事についてですが、事前に公表している団体が丸亀市、善通寺市、事後に公表している団体が多度津町を含め、まんのう町、琴平町、坂出市、宇多津町、綾川町でございます。それから、業務の方につきましては、丸亀市、善通寺市が事前公表、事後公表につきましては、琴平町、多度津町、まんのう町、宇多津町、坂出市でございます。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

事前公表の中には、先に事前公表をやる物件とやらない物件があります。その辺を含めて今の数字でいいんですかね。

総務課長（神原 宏一）

中讃土木管内については、今、私が申し上げた内容であろうと思います。

四国地方公共工事品質確保推進協議会の調査によるところでは、そうなっていると思います。

議員（松岡 忠）

続きまして、この案件について事業課の建設課長の意見をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員のこの案件の事業課の意見についてのご質問に答弁をさせていただきます。

入札書比較価格の非公表によるメリット、デメリット及び県内の他自治体の状況につきましては、発注担当部局であります建設課といたしましては、先ほど入札執行部局であります総務課長より答弁のありました予定価格の非公表によるデメリットでも懸念されております予定価格等の入札情報漏えい等がないよう、守秘義務遵守の徹底を図ることが重要だと考えております。事業課としましては、今後も公共工事の入札及び契約の適正化及び公共工事の適正な施工による品質確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問であります。

私が何でこれをしよるかという話をしておきます。これは予定価格が公表されていないと一番困るのは誰かと言うたら、担当課の職員でなかろうかなと思います。担当課の職員でなくても、今まで経験している職員も多々、この

中にもおると思います、というのは職員を守るために予定価格の公表をしたらどうかというのが私の意見であります。その辺の答弁をよろしく願います。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

業者の方からそういう働きかけみたいなもの等があつてということの意味合いだと思いますけれども、そういった部分については町において法令遵守と言いますか、そういった部分を徹底する中で組織としてそういうことから職員を守っていくような体制を作っていくということが大事なことだと思いますし、先ほど答弁で申し上げましたように、国においては事後公表ということになっておりますし、国から国交大臣、総務大臣連名で地方公共団体についてもそういった方向で進めてほしいというようなことの要請もございます。そういう中で、現在、多度津町が事後公表にしている部分について事前公表に変えていくというようなことは今の現状では難しいものだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

私が言いたいのは、設計書の中身が容易に設計できる内容であればいいんですが、設計書にソフトというものがあります。その中で皆んな業者さんは積算をしていっております。その中に役所の方で、これは見積単価を入れとるという内容があつたら、それは積算ができない物件になります。それは土木だけでなしに、建築なんかはソフトが1つありません。だから、設計してでもなかなか正式な数字というのが出てきません。もちろん、公表していたら入札回数が1回で終わります、今3回やっております。これも職員の業務が楽になるんでないかなというのも一つあります。この設計書の中にある見積りをしている業者、どこかなと聞いてでも守秘義務で教えてくれません。ということは、それを聞きに来る必要もなくなるということで、職員が仕事に対して専念できるんでないかなというのが私の意見であります。もう一度再考をよろしくお願いします。

続きまして、3点目、多度津町の基金についてであります。

令和3年度の新庁舎建設等による財源不足を補うために多額の財政調整基金を取り崩すことになり、令和3年度末の同基金の残額は、間違いかも分らんけど、7億円程度になる見込みとされています。また、新型コロナウイルス感染症による影響があると思っていましたが、予算書を見れば、令和2年度と同額程度とありますので一安心をしております。しかし、本町財政が幾ら硬直化しても、住民サービスを低下させることはできません。住民にとって

真に必要なサービスに財源を注力するべきだと考えます。しかし、近年整備した幼稚園、小学校の空調設備や中学校校舎及び白方小学校の校舎などは、時間の経過とともに必ず劣化し、修繕や取換工事等が必要となります。今のままの財政執行では、その際の財政調整基金の取崩し及び地方債の発行により財源を確保することになると思われます。このため、既存の多度津町学校教育施設等整備基金への積立てや、新たに公共施設等適正管理基金等の基金を設置するなどして、急な事業に備える必要があるのではないのでしょうか。基金を積み立てるからといって歳入が増加する訳ではありません。財政基金からの組み替えにすぎませんが、町の姿勢及び目的の明確化のためには必要ではないのでしょうか。基金の組み替えを行ったとしても、将来負担比率等への影響はないと思います。今の子供たちが将来負うべき負担を考え、基金への積立てを除いた財源で町の事業を行うことを考える必要があると思います。が、お考えをお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の多度津町の基金についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の公共施設につきましては、過去10年の間に多度津中学校や白方小学校、消防庁舎の改築、緊急避難路の整備等、大規模事業が継続し、その間も学校施設をはじめ、様々な施設の改修や維持修繕を可能な限り実施してきたところでございます。今後も本町の所有する公共施設を適切に維持管理していくためには、計画的な保全対策を施し、長寿命化を図ることが必要でございます。施設の更新や整備には多額の事業費を要し、その財源は主に起債や補助金となりますが、事業費の1割程度は一般財源が必要となります。事業を計画する段階で補助金や起債などの特定財源と一般財源の必要額を見極め、計画実施に向けて特定目的基金を積み立てていくということは事業の財政負担を明確にするという利点がございます。議員のご質問にあります既存の学校教育施設等整備基金の拡充や公共施設等適正管理基金の創設は安定した財政運営を進める上で必要なことであると認識しております。しかしながら、現在は人件費や公債費など経常的な歳出の増加などによる財源不足を財政調整基金で補填している状況にございます。令和3年度はこれに加え、新庁舎建設や駅周辺整備事業に係る歳出の大幅な増加などによる多額の財源不足額も財政調整基金からの繰入れにより補填することになるため、特定目的基金の積立金を捻出するのは困難な状況にございます。まずは新庁舎建設事業完了後、本町の決算の推移や歳出状況を検証し、今後の財政見通しを細かく立て、あらゆる歳入確保策を講じるとともに新規事業の抑制、普段の事業見直しなど歳出削減を行うことで財政収支の均衡に努めてまいります。その

上で健全な財政運営が継続できる範囲内で将来の事業に備えた特定目的基金への積立てを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の最後の方に新規事業の抑制、普段の事業を見直すと、そういうのがあるということがありますが、その前に私ら議員の方にもその問題を掲げてほしいと、これは要望でございます。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

6番 松岡 忠 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。

14時40分再開の予定です。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2 時22分

再開 午後 2 時40分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を開始いたします。

次に、8番 村井 保夫 君。

議員（村井 保夫）

8番 村井 保夫、一般質問を始めます。

質問は1問で、ふるさと納税についてであります。昨年同様、同じ質問であります。

2019年末からの新型コロナウイルス感染症により様々な業種や業態の変化の中、消費は昨春に急落し、夏から秋に持ち直した中、昨年末からの感染拡大と今年1月の2度目の緊急事態宣言で再び冷え込んでいるのが現状です。

そこで質問であります。

昨年度の寄附件数は1万5,827件、金額が2億7,726万5,000円ありましたが、今年度のふるさと納税額の増減額、また件数をお聞かせ下さい。

議長（村井 勉）

金額が何か違うん違う。

政策観光課長（河田 数明）

時点が違うんですか。

議員（村井 保夫）

金額は出した分と言よる。訂正したんやけど、これでええん。

昨年度の件数、1万1,711件、金額は2億1,005万9,000円ありましたが、今年

度のふるさと納税額の増減額、また件数をお聞かせ下さい。直さんでよかった。

政策観光課長（河田 数明）

村井 保夫 議員の今年度のふるさと納税の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にございます昨年度の寄附件数及び金額につきましては、最初是最終的な分でしたが、ご質問の方は2月末だったと思いますので、昨年3月定例会で村井 保夫 議員からの一般質問に対して答弁をさせていただいた昨年2月末時点での数字でございますが、その後の寄附キャンセルなどにより若干の修正がかかっておりますので、昨年2月末時点での実績は寄附件数が1万1,709件、寄附金額が2億1,002万8,000円でございます。なお、昨年度のふるさと納税最終実績は、寄附件数が1万2,640件、寄附金額が2億2,356万5円でございます。今年度におきましては、本年2月末時点での寄附件数は1万5,827件、寄附金額は2億7,726万5,000円でありますので、前年同時期と比較いたしますと、寄附件数が4,117件の増加で、前年度比約1.35倍、寄附金額が6,722万7,000円の増額で、前年比約1.32倍のご寄附をいただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

再質問です。

コロナ禍の中で、これだけ多くの寄附額をいただき大変有難うございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、2番目の質問に入ります。

議長（村井 勉）

再質問いうて言うたんじゃない。

議員（村井 保夫）

ごめんなさい。これで終わりでございます。

議長（村井 勉）

質問はないんやね。

議員（村井 保夫）

最初の質問はないんで、済みません。

2番目、寄附金の活用方法について。

昨年と同様、1番、生活・自然環境の整備に関する事業、2番、保健・福祉を充実する事業、3番、教育・文化・スポーツに関する事業、4番、観光・産業の活性化に関する事業、5番、その他町長が必要と認める事業とありますが、それぞれの寄附額をお聞かせ下さい。

政策観光課長（河田 数明）

村井 保夫 議員の寄附金の活用方法別の寄附金額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年2月末時点での活用方法別の寄附金額を寄附総額に対する構成比とともに答弁をさせていただきますと、生活・自然環境の整備に関する事業が4,695万6,000円で構成比約16.9%、保健・福祉を充実する事業が3,309万円で構成比約11.9%、教育・文化・スポーツに関する事業が3,845万7,000円で構成比約13.9%、観光・産業の活性化に関する事業が2,317万5,000円で構成比約8.4%、その他町長が必要と認める事業が1億3,558万7,000円で構成比約48.9%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

再質問です。

ふるさと納税の魅力はお礼品がもらえる、また税金が免除される、寄附金の使い道を指定できるとあります。他市町では、多度津にはない活用事業項目がたくさんあります。前回の回答の中に、寄附により何ができたかなどを示す事業を設けることにより、さらなる寄附の増額に繋がるものと考えておりますとの回答がありましたが、活用事業の増減を考えていないのですか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

議員さん、おっしゃられるとおり、前回答弁をさせていただいた時に明確な事業を上げて寄附をいただくというご答弁をさせていただいたと認識しております。しかしながら、まだその明確な事業というのを打ち出しておりません。今現在もどういう事業を行うか、どういう事業を町が推進していくかというのを今検討しているところでございます。しかしながら、やはり寄附者の方に寄附していただいた金額がどの事業に充てられて、それが明確化、目に見えるようなご報告をするのが、非常に寄附金を集めるには有効なことと考えております。今後、これは検討して、また内容につきましても議員様の方にはご報告をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

有難うございました。

それでは、次の質問に入ります。

昨年度の返礼品は112品目でありましたが、今現在は幾らありますか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

村井 保夫 議員のふるさと納税の返礼品数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年２月末現在での返礼品数は157品目となっており、昨年同時期と比較いたしますと45品目増えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

再質問です。

今現在157品目ということですが、去年の新聞だったんですか、多度津高校の商品開発いうのが載ってましたけど、これも入ってんですかね。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃる多度津高校の開発製品につきましては、多分去年というお話ですので、鳥の胸肉を使ったアヒージョの話でよろしいですか。それに関しましても、今、返礼品として登録をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

再々質問であります。

多度津の返礼品は注目の返礼品として色々な商品が紹介されていますが、これからは人気商品のランキング表なども表示したらどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

私どもの方の担当課といたしましては、一応そういう集計したもの、一覧表を作って、何が金額的に一番多いとか、何が寄附件数が多いかということの統計は出しております。しかしながら、なかなかウェブサイトの方にそれを載せるのは、やはり運営側の関係もありますので、なかなか難しく、そこらのご意見も聞かないかと思っております。ただし、例えば町のホームページとか、そういうような部分で公表することは可能かと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

有難うございます。

これからは今言われたように、ホームページ上でもいいですから、ランキング表なども載せたらと思っております。

その中で、また商品開発の補助金が出ていると思いますが、どれぐらいの申

請がありましたか、お答え下さい。

議長（村井 勉）

再質問ですか。

議員（村井 保夫）

再質問です、済みません。

政策観光課長（河田 数明）

村井 保夫 議員の新製品の開発補助の件数でございますが、町としてふるさと納税の返礼品開発に特化した補助制度は設けていないものの、産業課において多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金による新商品開発支援に取り組んでおり、この制度の本年2月末時点での申請件数は合計4件でございました。このような町内農水産物を使用した商品につきましては、ふるさと納税の返礼品として取り扱える可能性が大いにございますので、総務省の定める返礼品の基準に照らしながら新たな返礼品の候補として開発事業者の方との調整を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

4件あったそうなんですが、これからもそういう風に新たな商品開発を行っていただき、多度津町のふるさと納税額が毎年増えていくことを望んでおります。

そして、3番目の質問であります。

町長の施政方針の中で、新たな返礼品の開拓や宣伝広告、また企業版ふるさと納税についてお聞かせ下さい。

町長（丸尾 幸雄）

村井 保夫 議員の新たな返礼品の開拓と宣伝広告及び企業版ふるさと納税についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新たな返礼品の開発につきましては、先ほどの答弁の中で申し上げました新製品の開発事業者へのアプローチを随時行うとともに、既にある返礼品同士の組合せ等によりラインナップの充実を図ってまいります。また、これまでは1万円以上のご寄附をいただいた方にのみ返礼品をお送りしてまいりましたが、より少額のご寄附にも対応できるよう、次年度より5,000円以上のご寄附をいただいた方に返礼品をお送りするよう取扱いを変更する予定としております。このことにより、返礼品ラインナップの増加及びより幅広い寄附者層へのPRを図ってまいります。また、企業版ふるさと納税につきましては、平成28年度に制度が創設されて以降、度々制度改正が行われており、地方創生推進交付金との併用が可能になったり、民間企業側の寄附額に対する

法人税等による税額控除率が引き上げられたりと、自治体にも民間企業にも使いやすい制度になって来ております。第2期たどつの輝き創生総合戦略でも基本目標2、「たどつとツナガル人を増やす」におきまして、将来にわたって持続可能なまちづくりが行政だけでなし得るものではないことを掲げてございます。企業版ふるさと納税を活用し、町が抱える様々な社会課題を解決していくべく、全国の事例研究及び制度活用に向けた具体的な検討を進めてまいります。今後もこれまで同様、地元事業者等としっかりと連携を取る中で本町へのふるさと納税推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

有難うございます。

再質問ではないのですが、これからもこの民間企業の寄附が始まれば金額的に大幅にペースが上がってくると思うんで、これからも頑張って財政難の多度津町の財政に寄与するように利用してもらいたいと思っております。

これで一般質問を終わります。有難うございます。

議長（村井 勉）

これをもって8番 村井 保夫 議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れでございました。

散会 午後3時02分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 3 年 3 月 9 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記